

紀美野町第1回定例会会議録

令和7年2月26日（水曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年2月26日（水）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第 2号 | 紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 8号 | 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 3号 | 紀美野町学校給食センター条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 12号 | 紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 4号 | 紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第10 | 議案第 14号 | 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第 5号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案第 6号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第13 | 議案第 7号 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第14 | 議案第 10号 | 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第 11号 | 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第 9号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条 |

例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第 13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 16号 紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 17号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第 18号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第 19号 紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について
- 第23 議案第 20号 辺地総合整備計画の策定について
- 第24 議案第 21号 紀美野町道路線の認定について
- 第25 議案第 22号 紀美野町道路線の認定について
- 第26 議案第 23号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第27 議案第 24号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第28 議案第 25号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第 26号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第 27号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第 28号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第32 議案第 29号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第 30号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について

- 第34 議案第 31号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第3号）
について
- 第35 議案第 32号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）
について
- 第36 議案第 33号 令和7年度紀美野町一般会計予算について
- 第37 議案第 34号 令和7年度紀美野町町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第38 議案第 35号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第39 議案第 36号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第40 議案第 37号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第41 議案第 38号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第42 議案第 39号 令和7年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について
- 第43 議案第 40号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について
- 第44 議案第 41号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第1から日程第44まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	七良裕光

9番 向井中 洋 二
10番 伊 都 堅 仁
11番 美 濃 良 和 (9時11分より出席)
12番 美 野 勝 男

○欠席議員

8番 北 道 勝 彦

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企画管財課長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保健福祉課長	森 谷 善 彦
子育て推進課長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
まちづくり課長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美里支所長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代表監査委員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

北道議員から欠席届が出ていますので報告します。伊都議員から少し遅れるとの報告をいただいています。

ただいまから、令和7年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、埴谷高夫議員、7番、七良裕光議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員会から調査結果を報告願います。

桐山尚己副委員長。

（議会運営委員会副委員長 桐山尚己 登壇）

○議会運営委員会副委員長（桐山尚己） 去る2月20日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から3月21日までの24日間と決定しました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員会副委員長 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月21日までの24日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月21日までの24日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和7年第1回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ、関係者の皆様方には何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

初めに、昨年10月19日発生した消防職員の暴行事案について、1月30日開催の議員全員協議会で御報告させていただきましたが、その後の御報告を申し上げます。

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに紀美野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により、2月5日付で消防長から同職員に対し、減給10分の1、4か月の懲戒処分が言い渡され、管理監督する立場である消防署長にも厳重注意がなされました。また、消防長に対しては、私から厳重注意を言い渡しました。

町民の生命、財産を守る消防職員であり、さらに管理職でありながら、多くの方々の信頼を裏切った責任は大変重いものであります。

このたびの消防職員が起こした事案について、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の信頼を損ねましたことに対し、衷心より深くおわび申し上げます。

今後、公務員倫理の確立、法令遵守の徹底など職員の綱紀肅正に努め、町民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいり所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、去る2月9日に第24回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されました。

紀美野町チームは、緑色のたすきをかけた小学生、中学生の選手10人が元気に走り切りました。私たちも選手の皆さんに大きな声援と拍手を送ってまいりました。

今年は、29の市町が参加した中で21位と、大いに健闘してくれました。監督・コーチをはじめ、関係者の皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、令和7年4月1日に紀美野中学校が開校となります。これにより、令和7年3月末をもって、野上中学校は67年間、美里中学校は42年間のそれぞれの長い歴史の幕を閉じることとなります。

つきましては、閉校式典を3月22日午前10時から野上中学校で、午後2時から美里中学校で挙行いたします。議員の皆様方には何かと御多忙のことと存じますが、御臨席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、継続事業で進めてまいりました大型事業である消防庁舎建設事業や下佐々浄水場施設更新事業、そして、学校給食センターがそれぞれ完成を迎え、竣工式を執り行うこととなりました。議員の皆様方には何かと御多忙の事ことと存じますが、御臨席賜りますよう併せてお願い申し上げます。

さて、令和7年度予算は、先ほど申し上げました大型事業の完成により、大きく減額となっております。

継続事業で進めてまいりました町道釜滝柴目線整備事業も、今年度で最終年度となります。

また、昨年度から取り組んでおりますスポーツ公園リニューアル事業も、引き続き関係経費を盛り込み、新年度の一般会計予算は対前年度比7.9%減の95億3,900万円となっております。

今期定例会に上程しております案件は、議案第2号から議案第41号までの40件であります。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例をはじめ、条例の制定案件が6件、条例の全部を改正する案件が1件、条例の一部を改正する案件が11件、辺地総合整備計画の策定に関する案件、紀美野町道路線の認定に関する案件が2件、教育委員会委員の任命の同意に関する案件が1件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が9件、そして、令和7年度一般会計及び特別会計予算等に関する案件が9件であります。

令和7年度一般会計予算につきましては、少し主な事業を説明させていただきます。

平成18年1月1日に合併し、今年度は町制20周年の節目の年を迎えます。これに当たり、これまで本町が積み重ねてきた歴史を振り返り、今後のさらなる発展を目指すための記念式典を開催いたします。

また、令和9年度からの10か年を見据えた第3次長期総合計画を策定する経費も盛り込んでおります。

また、新規事業として、移動販売を実施する事業者への支援や要援護者の在宅支援のため、ごみの戸別収集などの予算も盛り込んでおります。

また、地域の消防力向上のため、消防団第13分団（国吉地区）の分団庫の整備や毛原簡易水道施設の水源地移設整備に係る予算も盛り込んでおります。

また、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰による住民の負担軽減のため、水道の基本料金を3か月減免いたします。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決、御同意賜りますよう、よろしく願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は明日27日、午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第5 議案第2号 紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について

◎日程第6 議案第8号 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第2号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について及び日程第6、議案第8号、紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第2号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、紀美野への移住希望者を確実に確保するため、町が空き家を借り上げて整備することにより、町への移住・定住を推進するため、移住定住推進空き家活用住宅条例の制定を行うものでございます。

これは、町内の空き家を、町が所有者から無償でおおむね10年借り受け、改修し、移住・定住の推進のため、移住希望者がすぐに住める空き家を整備、貸出しを行うことで、移住希望者の受皿づくりと地域資源である空き家を有効活用し、地域の活性化等を促そうとするものでございます。

次の2ページを御覧ください。

紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例でございます。

第1条では、設置ということで、町が集落における空き家を借り上げて整備することにより町への移住・定住を推進するため、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅を設置する旨を定めてございます。

第2条は、条例における用語の定義を定め、第3条では、空き家活用住宅の名称及び所在地等ということで、7ページの別表のとおり、名称は動木1、所在地は動木1408番地3、構造、面積、使用料等を定めております。

第4条では、空き家活用住宅の入居者の公募の方法を。

第5条では、空き家活用住宅入居者の資格。

3ページに移りまして、第6条では、入居の申込み及び決定。

第7条では、夫婦いずれかが40歳未満の世帯や中学生までの子を扶養している世帯などを優先することとする入居者の選考についてなどを。

第8条では、空き家活用住宅へ入居が決定した者と、町とが賃貸借契約を締結する旨を。

第9条では、町と入居者の賃貸借期間は、町と所有者との使用貸借契約期間内とする賃貸借期間を。

第10条では、別表による空き家活用住宅の使用料2万7,000円を定め、第11条では、月払いとする使用料の納付について。

第12条では、使用料の還付についてを定めております。

4ページに移りまして、第13条では、督促及び延滞金の徴収について。

第14条では、保証金として、入居時における二月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収する旨を定めてございます。

また、第15条では、空き家活用住宅の維持管理上必要な修繕に要する費用の町及び入居者の修繕費用の負担についてを定めております。

第16条では、入居者が使用する電気、ガス及び水道など、入居者の費用負担について。

第17条では、入居者の保管義務等を定めています。

5ページに移りまして、第18条では、転貸等の禁止としまして、空き家活用住宅を他の者に転貸し、その入居の権利を他の者に譲渡してはならない旨を。

第19条では、用途外使用の禁止ということで、入居者は、空き家活用住宅を移住・定住のために自ら居住する住宅以外の用途に使用してはならない旨を規定しています。

第20条では、管理上必要な場合の立入調査。

第21条では、入居者に対し、不正の行為により使用や、使用料を滞納したりなどの場合の明渡しの請求について。

6ページに移りまして、第22条は、退去として、入居者が空き家活用住宅を退去しようとするときの届出や検査等について。

第23条では、入居者が詐欺、その他不正行為により使用料又は保証金の徴収を免れたときの過料について。

第24条では、規則への委任について定めてございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでござ

います。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。

議案第8号、紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町短期滞在施設条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。移住定住に資する空き家改修工事の遅延等、やむを得ない事情による短期滞在施設の入居期間の延長を認めることにより、移住希望者を確実に定住に繋げるため、紀美野町短期滞在施設条例の改正を行うものでございます。

次の34ページを御覧ください。

紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町短期滞在施設条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正内容につきましては、第5条にただし書として、「ただし、やむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、必要最小限の範囲内で入居期間を延長することができる。」を加えることで、移住者の短期滞在施設利用期間については、「1か月以上1年以内」の運用としつつ、入居者の当初予期していなかった、やむを得ない事情、例えば、社会情勢の変化や、資材調達、着手中の改修工事の遅延などが生じたことなど、町長が認める場合に限って、必要最小限の範囲内で入居期間を延長することができることにより、移住者をより確実に町への定住につなげられるようにする改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

◎日程第7 議案第 3号 紀美野町学校給食センター条例の制定について

◎日程第8 議案第12号 紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第7、議案第3号、紀美野町学校給食センター条例の制定について及び日程第8、議案第12号、紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） おはようございます。

私からは、議案第3号及び第12号について、御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の8ページを御覧ください。

議案第3号、紀美野町学校給食センター条例の制定について。

紀美野町学校給食センター条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由といたしまして、紀美野町立小学校及び中学校の安心安全な学校給食調理の一元化を目的とした学校給食センターが完成することに伴い、紀美野町学校給食センター条例を新たに制定するものでございます。

議案書の9ページを御覧ください。

紀美野町学校給食センター条例。

第1条は、学校給食センターの設置規定でございます。

第2条につきましては、名称及び位置について規定しています。名称は、紀美野町学校給食センター。位置は、紀美野町下佐々922番地でございます。

第3条は、学校給食センターの業務について規定をしています。

第4条では、学校給食センター職員について規定をしています。

第5条は、教育委員会規則等への委任規定でございます。

附則でございますが、施行日は来年度2学期が始まる8月25日としています。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の78ページを御覧ください。

議案第12号、紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について。

紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

障害のあるこどもの就学に関する相談や助言を行う、心身障害児就学指導委員会の業務内容を踏まえ、委員会の名称及び条文中の字句を改正するものでございます。

具体的に申しますと、「指導」という字句を「支援」に改正をいたします。

79ページを御覧ください。

紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例。

紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正につきましては、題名、第1条及び第2条第1号中の「指導」を「支援」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

◎日程第9 議案第4号 紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第10 議案第14号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第9、議案4号、紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第10、議案14号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長(黒崎智帆) おはようございます。

私のほうからは、議案第4号及び議案第14号について説明のほうをさせていただきます。

それでは、議案書10ページをお開きください。

議案第4号、紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

児童福祉法の改正に伴い、紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者が就労していなくてもこどもをこども園などに預けることができる制度です。児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられています。

子育て家庭の多くが不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものです。

乳児等通園支援事業の設備及び運営について、市町村は内閣府令で定める基準に従い、設備運営基準を参酌して定めるものとされており、それに基づいて、当町の条例を制定致します。

紀美野町においても、令和6年度から試行的事業として、きみのこども園にて実施しているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

第1条は、本条例の趣旨。

第2条は、定義。

第3条は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、「基準布令の規定の例による」としてはありますが、これは、利用する部屋の面積などの設備基準や従事者に関するもの等を定めたものとなります。

第4条は、この条例の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めることを規定した委任規定でございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、誠に簡単ですが、議案第4号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、第14号の議案のほうを説明させていただきます。

議案書82ページをお開きください。

議案第14号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

厚生労働省令の改正に伴い、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を行うものです。

家庭的保育事業とは、0～2歳のこどもを安全面で十分配慮された保育者の自宅などで保育する認可事業です。

保育の質や安全性を確保するための設備及び運営に関する基準が厚生労働省令で定められており、町においても、省令に従い、条例を定めております。

今回、施設の運営等に関する基準として、栄養士の指導等を求められていたところ、令和6年6月の栄養士法の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士である場合においても、当該基準を満たすことができるよう厚生労働省令の改正が行われ、それに伴い、当町の条例においても改正するものであります。

設備及び運営に関する基準においては、厚生労働省令に従うべき基準とされており、今後の弾力的な運用も見据え、当町の当条例については省令に定めるところによるものとし、全部改正とします。

続きまして、83ページをお願いいたします。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条は、本条例の趣旨。

第2条は、定義。

第3条を設備及び運営に関する基準について、「省令に定めるところによる」として

いますが、これは保育室の面積等の設備基準や従事者に関するもの等を定めたものとなります。

第4条は、この条例の規定以外の施行に関して必要な事項を、町長が別に定めることを規定した委任規定でございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案14号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

◎日程第11 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎日程第12 第6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎日程第13 第7号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎日程第14 第10号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

◎日程第15 第11号 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第11、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第15、議案第11号、紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてまで5議案を一括議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 議案書の12ページをお開きください。

議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり

制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化される刑法等の一部を改正する法律が、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとなっており、施行期日を定める政令により令和7年6月1日から施行となるため、関係条例の整理を行うものでございます。

13ページをお開きください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

紀美野町個人情報保護法施行条例の一部改正。

第1条、紀美野町個人情報保護法施行条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。附則、経過措置で第5条第5項及び第6項において、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、14ページから16ページで、紀美野町職員給与条例の一部改正。

第2条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。第22条の2第1項第3号及び第4号、第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

16ページから17ページでは、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部改正。

第3条、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。第5条第1項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

第4条、紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。第6条第1項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

18ページにわたりまして、紀美野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正。

第5条、紀美野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。第19条第1項中、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則でございます。

第1条におきましては、施行期日について定めるもので、令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2条におきましては、罰則の適用等に関する経過措置を定めるものでございます。

第3条におきましては、人の資格に関する経過措置を定めるものでございます。

第4条におきましては、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案書の20ページをお開きください。

議案第6号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

21ページをお開きください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により第2条第8項が新設されたことにより、項ずれが発生するため、改正を行うものです。

第2条第1項第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に、第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に、第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改めるものでございます。

22ページから25ページになります。

紀美野町税条例の一部を改正する条例。

第2条紀美野町税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

こちら、先ほどと同じく項ずれが発生するため、改正を行うものでございます。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同法第2条第16項」に、第89条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「同法第2条第16項」に、第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第149条第1項第1号中「同条第15項」を「同法第2条第16項」に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の26ページをお開きください。

議案第7号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、仕事と育児・介護を両立できるようにするため関係条例の整備を行うものでございます。

27ページになります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

深夜勤務、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、小学校就学前の子を養育する職員に拡充するため、第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、第4項中「第2項中、「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改めるものでございます。

29ページでは、第15条では、「配偶者等」を「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」に改めるものでございます。

30ページにわたります。介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度強化のため、職員が家族の介護に直面した旨を申し出たときに、両立支援制度等について個別の周知・意向調査を行うこと。また、職員への両立支援制度等に関する早期の情報提供や職員への研修等を行うため、第15条の3、第15条の4を新設するものでございます。

31ページになります。

紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第2条、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

引用する条項ずれを改めるもので、第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

附則でございます。

第1条におきましては、施行期日を定めるものであります。この条例は、令和7年4月1日から施行するもので、ただし、次条の規定は公布の日から施行するものとなっております。

第2条におきましては、経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の42ページをお開きください。

議案第10号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

43ページになります。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線または太線の部分である。

43ページから46ページ下段まで、第14条、第14条の2、それから第15条の2につきましては、配偶者に対する扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額し、1万3,000円とするものでございます。

第24条では、管理職員特別勤務手当について、管理職員の平日・休日の深夜勤務に対する手当の対象時間帯を、「午前0時から」を「午後10時から」に2時間拡大するものでございます。

47ページでは、定年前再任用短時間勤務職員に新たに住居手当を支給するため、第30条の2中「及び第14条から」を「、第14条及び」に改正するものでございます。

59ページにわたりまして、昇格時の俸給上昇幅を拡大するため、別表第1、別表第2、別表第3の改正を行うものでございます。

附則でございます。

第1条におきましては、施行期日を定めるものでございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、号給の切換えを定めるものでございます。

第3条では、切替日前の異動者の号給の調整を定めるものでございます。

第4条では、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置で、配偶者に対する扶養手当を令和7年度は3,000円に。子に係る扶養手当を令和7年度は1万1,500円とするものでございます。

第5条では、暫定再任用職員に対し、新たに住宅手当を支給する定めでございます。

第6条では、規則委任について定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の75ページをお開きください。

議案第11号、紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条

例の一部を改正する条例について。

紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

寄附金の一部を事務及び返礼品に要する経費に充当することで、寄附金の効果的な活用とふるさと納税制度の円滑な運営を図るため、紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例を改正するものでございます。

76ページをお開きください。

紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第2条では、積立てについて、寄附された寄附金から、寄附者への地元特産品等の贈呈に要する経費及びふるさと納税制度の運用に要する経費を控除し、基金へ積み立てる額とするものでございます。

77ページにわたりまして、第4条及び第5条では、「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に文言を統一するものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします

(総務課長 曲里充司 降壇)

◎日程第16 議案第9号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 議案第13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第16号、議案第9号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第13号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、一括議題とし

ます。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、議案書の35ページを御覧ください。

議案第9号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由につきましては、委員会の機能強化等に伴い、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでございます。

議案書の36ページを御覧ください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

38ページの中段を御覧ください。

別表に、「要保護児童対策地域協議会委員」及びその下の「高齢者・障害者権利擁護推進ネットワーク委員会委員」を追加し、様々なケースに対応できる法律、福祉に関する専門職を構成員として要保護児童及び高齢者・障害者の権利擁護、支援を図るものです。

次に、その下の現行の「心身障害児就学指導委員会委員」を「心身障害児就学支援委員会委員」に改正するものです。これは、委員会の業務内容を踏まえ、「指導」を「支援」に改正するものです。

41ページの附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の80ページを御覧ください。

議案第13号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第9

6条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由につきましては、紀美野町総合福祉センター内の施設、トレーニング室の利用対象者の拡大を図り、町民の福祉増進を図るため、紀美野町総合福祉センター条例の改正を行うものでございます。

81ページを御覧ください。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

別表第1のトレーニング室の対象者を、現行の「高校生以上」から「中学生以上（中学生は保護者同伴とする）」とするものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきます

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第18 議案第15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第18、議案第15号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） それでは、私のほうからは議案第15号について御説明させていただきます。

議案書の84ページをお開きください。

議案第15号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、国民健康保険事業の安定化のため、紀美野町国民健康保険

税条例の改正を行うものでございます。

国民健康保険は、平成30年度から県が国保事業の財政運営の主体となり、毎年、事業費納付金と標準保険税率が県から示されることとなり、それらを基に本町の税率も改正しております。

令和7年度の国民健康保険税率でございますが、納付金が上がっているということと、資産割を下げたことによる減少分を、均等割と平等割で引き上げさせていただき改正となっております。

次に85ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

それでは、条文に従って御説明申し上げます。

第4条につきましては、医療費分の資産割を100分の10から100分の5に引き下げる改正でございます。

次に、第5条につきましては、医療費分の均等割を2万5,500円から2万7,500円に引き上げる改正でございます。

次に、第5条の2につきましては、医療費分の平等割について、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について2万1,300円から2万2,300円に、第2号の特定世帯は1万650円から1万1,150円に、特定継続世帯は1万5,975円から1万6,725円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、第7条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割を100分の2から100分の1に引き下げる改正でございます。

次に、第9条につきましては、介護納付金分の資産割を100分の2から100分の1に引き下げる改正でございます。

次に87ページ上段の第23条につきましては、第5条及び第5条の2の改正に伴い、減額についても同様に改正するものでございます。

87ページ中段から88ページ中段の第23条第1項第1号は、7割軽減額についての改正で、医療費分の均等割が1万7,850円から1万9,250円に、医療費分の平等割が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万4,910円から1万5,610円に、特定世帯は7,455円から7,805円に、特定継続世帯は1万1,183円

から1万1,708円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

89ページ上段からの第2号は、5割軽減についての改正で、医療費分の均等割が1万2,750円から1万3,750円に、医療費分の平等割が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万650円から1万1,150円に、特定世帯は5,325円から5,575円に、特定継続世帯は7,988円から8,363円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

89ページ下段からの第3号は、2割軽減についての改正で、医療費分の均等割が5,100円から5,500円に、医療費分の平等割が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について4,260円から4,460円に、特定世帯は2,130円から2,230円に、特定継続世帯は3,195円から3,345円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、90ページの下段からの第23条第2項につきましては、未就学児均等割の減額を規定したものでございまして、医療費分の均等割について、第1号中、アは7割軽減を、3,825円から4,125円。イは5割軽減を、6,375円から6,875円に。ウは2割軽減を、10,200円から11,000円。エは平等割の軽減なしで1万2,750円から1万3,750円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

次に91ページ下段からの第23条第3項は、妊産婦の産前産後期間に係る保険税の軽減を規定したもので、92ページ上段の第2号は医療費分の均等割について、アの第1項第1号アに規定するのは7割軽減を。イの第1項第2号アに規定するのは5割軽減を。ウの第1項第3号アに規定するのは2割軽減額を。エはアからウまでに掲げる以外の世帯をそれぞれ引き上げる改正でございます。

最後に、93ページ上段の附則といたしまして、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございますが、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます、

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(税務課長 調月克久 降壇)

◎日程第19 議案第16号 紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第20 議案第17号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条

例について

◎日程第 2 1 議案第 1 8 号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎日程第 2 2 議案第 1 9 号 紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 1 9、議案第 1 6 号、紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 2 2、議案第 1 9 号、紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまで、4 議案を一括議題とします。

説明を求めます。

家本消防長。

（消防長 家本 宏 登壇）

○消防長（家本 宏） 議案説明をさせていただく前に、一言おわびを申し上げます。

このたび、消防職員の不祥事によりまして、多くの方々の信頼を著しく失墜させる事態となりましたこと、心から深くおわびを申し上げます。今後は、二度とこのようなことが起こらぬよう、公務員倫理の確立や服務規律のさらなる徹底など、職員の綱紀粛正に努め、町民の皆様の信頼回復に向け職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

多大なる御迷惑をおかけし、本当に申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

議案書の 9 4 ページをお開きください。

議案第 1 6 号、紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町消防庁舎移転に伴い、紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及

び紀美野町消防団の設置等に関する条例の改正を行うものでございます。

95ページを御覧ください。

紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条でございます。紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

消防庁舎の移転に伴いまして、紀美野町消防本部及び消防署の位置を、紀美野町下佐々803番地1から紀美野町下佐々1609番地2に改正するものでございます。

次に、第2条は紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第2条、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

同じく消防庁舎移転に伴いまして、紀美野町消防団の位置を、紀美野町下佐々803番地1から紀美野町下佐々1609番地2に改正するものでございます。なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、第16号の説明とさせていただきます。

次に、議案書の97ページを御覧ください。

議案第17号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

消防団員数の持続的な減少傾向から現団員数を考慮した消防団員の定数変更及び消防団員の処遇改善を目的として報酬の引上げを行うため、紀美野町消防団の設置等に関する条例の改正を行うものでございます。

98ページをお開きください。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第4条でございます。消防団員の定員で、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、数年前から継続的に消防団員数が減少しておりまして、現行の定数520人との乖離が

大きくなってきましたので、470人に改正するものでございます。

また、第15条は、団員の報酬及び費用弁償で、消防団員の処遇改善を図るため、団員から副分団長の区分において、それぞれの区分ごとに年額報酬を改正するものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

何とぞ御審議の上、原案どおり御可決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

引き続き、100ページをお開きください。

議案第18号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されることに伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

101ページを御覧ください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等が当該作業に従事したことにより、死亡等した場合の補償基礎額の最低額を日額9,100円から9,700円に、また、最高額を日額1万4,200円から1万4,500円に改正するものでございます。

102ページをお開き願いたいと思います。

第3項は、事故発生日において、扶養親族のある非常勤消防団員または消防作業従事者等については、前項の金額に、配偶者にあつては100円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子供にあつては1人につき383円、同じく孫、弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者にあつては1人につき217円を加算して得た額を補償基礎額とするものであります。

第4項は、語句の整理と変更を行うものです。なお、別表の補償基礎額表については、階級と勤務年数による全区分において、金額の改正がされてございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとし、併せて必要となる経過

措置について定めてございます。

何とぞ御審議の上、原案どおり御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、105ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号、紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により、消防団員等退職報償金の勤務年数区分に新たな区分が追加されることに伴い、紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金に関する条例の改正を行うものでございます。

106ページをお開きください。

紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、退職報償金支給額表に、勤務年数35年以上の区分を追加し、それぞれの階級における退職報償金支給額を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとし、併せて必要となる経過措置について定めてございます。

何とぞ御審議の上、原案どおり御可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案の説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第23 議案第20号 辺地総合整備計画の策定について

○議長(美野勝男) 日程第23、議案第20号、辺地総合整備計画の策定について、議題とします。

説明を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) 私のほうからは、辺地総合整備計画の策定について御説明させていただきます。

議案書の108ページをお開きください。

議案第20号、辺地総合整備計画の策定について。

辺地総合整備計画を別案のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

辺地総合整備計画の策定を行いたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により提案するものでございます。

議案書109ページをお開きください。

紀美野町長谷毛原辺地の総合整備計画書です。

今回の策定事業につきましては、長谷毛原健康センター照明LED化改修事業となります。

内容につきましては、事業主体は町、事業費は783万6,000円。財源内訳につきましては、一般財源783万6,000万円。なお、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が780万円。実施年度は、令和7年度となります。

続きまして、議案書110ページをお開きください。

紀美野町真国辺地の総合整備計画書です。

今回の策定事業につきましては、林道真国野田原線舗装事業となります。

事業内容といたしましては、事業主体は町、事業費は300万円。財源内訳につきましては、一般財源300万。なお、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が同額の300万となります。実施年度は、令和7年度の1年間となります。

以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定に係る説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

◎日程第24 議案第21号 紀美野町道路線の認定について

◎日程第25 議案第22号 紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男） 日程第24、議案第21号、紀美野町道路線の認定について及び日程第25、議案第22号、紀美野町道路線の認定について、一括議題とします。説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから議案第21号、議案第22号について御説明させていただきます。

議案書の111ページをお開きください。あわせて、議案参考資料1ページ、2ページも御覧ください。

議案第21号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

路線名は日裏線でございます。

幅員・延長でございます。幅員は6.3メートルから12.7メートル。延長は215.2メートルでございます。

起点につきましては、鎌滝28番3地先。終点につきましては、鎌滝100番9地先でございます。

提案理由につきましては、国道370号改修による鎌滝地内の供用に伴い、県から旧国道の移管により、町道としての認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料1ページ、2ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の112ページをお開きください。あわせて、議案参考資料3ページ、4ページも御覧ください。

議案第22号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

路線名は井原下線でございます。

幅員・延長でございます。幅員は15.1メートルから16メートル。延長は110.

8メートルでございます。

起点につきましては、赤木11番5地先。終点につきましては、赤木11番7地先でございます。

提案理由につきましては、国道370号改修による赤木地内の供用に伴い、県から旧国道の移管により、町道としての認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料3ページ、4ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第26 議案第23号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男) 日程第26、議案第23号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長(小川裕康) それでは、議案書の113ページをお願いいたします。

議案第23号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は上田保則。生年月日、住所は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、令和7年3月23日をもって2期目の任期が満了となるため、再任いたしたく、提案を行うものでございます。なお、略歴等は議案参考資料の5ページに記載のとおりでございます。

以上、議案第23号の説明といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時29分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

◎日程第27 議案第24号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（美野勝男） 日程第27、議案第24号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について、議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 議案書の115ページをお開きください。

議案第24号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度紀美野町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億715万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億43万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず歳入でございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税9,202万8,000円の増額補正で、普通交付税の再算定による増額でございます。

13款分担金及び負担金、1項2目土木費分担金42万5,000円の増額補正で、小規模がけ崩れ対策事業分担金30万円、災害緊急がけ崩れ対策事業分担金72万5,000円でございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金673万5,000円の減額補正で、各実績見込みによるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金3,046万円の減額補正で、公共土木施設災害復旧費負担金で、主に道路橋りょう・河川災害復旧事業の見込額に伴う減額でございます。

4目消防費国庫負担金62万9,000円の皆増で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

2項1目総務費国庫補助金2,818万3,000円の減額補正で、町道釜滝柴目線に充当する地方創生道整備推進交付金2,776万3,000円と結婚新生活支援事業に充当する地域少子化対策重点推進交付金42万円をそれぞれ減額するものでございます。

2目民生費国庫補助金220万円の減額補正で、児童手当制度改正に伴うシステム改修費の減により、子ども・子育て支援事業費補助金154万円と子育て世帯訪問支援事業の見込額の減に伴う子育て支援対策臨時特例交付金66万円のそれぞれ減額でございます。

4ページになります。

3目衛生費国庫補助金674万円の減額補正で、住宅市街地総合整備事業補助金の額の確定に伴う400万円の減額と、合併処理浄化槽設置補助金の見込額の減に伴う循環型社会形成推進交付金274万円の減額でございます。

4目農林水産業費国庫補助金400万円の減額補正で、改修物件数の減による空き家対策総合支援事業補助金の減額でございます。

5目土木費国庫補助金675万6,000円の減額補正で、道路メンテナンス事業補助金の額の確定によるものでございます。

6目教育費国庫補助金310万円の減額補正で、へき地児童生徒援助費等補助金の額の確定によるものでございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金64万8,000円の増額補正で、各実績見込みによるものでございます。

3目農林水産業費県負担金555万円の皆増で、地籍調査事業負担金でございます。

2項2目民生費県補助金33万円の減額補正で、子育て世帯訪問支援事業の見込額の減に伴う子育て支援対策臨時特例交付金の減額でございます。

3目衛生費県補助金274万円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の見込額の減に伴うものでございます。

5 ページになります。

4 目農林水産業費県補助金 2 6 0 万円の減額補正で、新規就農者育成総合対策事業補助金の額の確定見込みによるものでございます。

1 7 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金 6 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、各基金預金利子の増によるものでございます。

1 8 款 1 項 2 目ふるさとまちづくり応援寄附金 2, 0 0 0 万円の増額補正で、寄附金増収に伴うものでございます。

1 9 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 1, 3 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正から 6 ページにかけて、8 目上芝貞夫文化・教育振興基金繰入金 2, 1 9 2 万 6, 0 0 0 円の減額補正まで、各基金繰入金の減額によるものでございます。

2 1 款諸収入、3 項 1 目雑入 4, 4 6 6 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、デジタル基盤改革支援補助金及び新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の減額によるものでございます。

2 2 款町債、1 項 3 目農林水産業債 4 0 0 万円の減額補正で、大角地区農道新設事業に充当する合併特例債の減額によるものです。

5 目土木債 4, 6 9 0 万円の増額補正で、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業に充当する辺地対策事業債の増額、町道釜滝柴目線改良事業等に充当する過疎対策事業債の増額及びロクシ谷川改修事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債の減額によるものでございます。

6 目消防債 8, 0 3 0 万円の増額補正で、消防庁舎建設事業に充当する合併特例債の増額によるものでございます。

7 目教育債 7, 0 9 0 万円の減額補正で、給食調理場建築事業等に充当する過疎対策事業債の増額、スクールバス購入事業及び給食調理場建築事業に充当する合併特例債の減額及びスポーツ公園リニューアル事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債の増額によるものでございます。

7 ページをお開きください。

8 目災害復旧債 4, 0 8 0 万円の減額補正で、現年補助災害復旧事業債で 5 3 0 万円、過年補助災害復旧事業債で 1 9 0 万円、過年単独災害復旧事業債で 3, 3 6 0 万円のそれぞれ減額でございます。

次に歳出でございます。

歳出では全般的に減額している項目が多くなってございます。この理由としまして、事業実施による実績額確定、または実績の見込額による不用額の減額を随所に計上してございますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

予算に関する説明書の8ページを御覧ください。

1款議会費、1項1目議会費127万4,000円の減額補正で、旅費で102万6,000円の減額と使用料及び賃借料で24万8,000円の減額でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費31万5,000円の増額補正で、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金によるものでございます。

5目企画費463万4,000円の減額補正で、ふるさと納税支援業務委託料で1,000万円の増額。結婚新生活支援事業補助金、民間賃貸住宅整備促進補助金及び定住促進補助金の額の確定により、合わせて1,771万円の減額、町土地開発公社損失補てん金307万6,000円の増額補正によるものでございます。

6目電子計算費3,057万7,000円の減額補正で、電算システム改修委託料2,778万1,000円、機器等借上料2,796,000円のそれぞれ減額によるものでございます。

8目自治振興費284万円の減額補正で、コミュニティバス運行委託料の減額によるものでございます。

9ページでは、2項2目賦課徴収費77万円の減額補正で、電算システム導入支援委託料の減額によるものでございます。

3款民生費、1項3目老人福祉費200万円の減額補正で、緊急通報システム保守管理委託料50万円、老人保護措置費150万円のそれぞれ減額によるものでございます。

4目障害者福祉費1,160万円の増額補正で、介護給付費・訓練等給付費700万円、障害児給付費460万円のそれぞれ増額によるものでございます。

11目国民健康保険事業費229万4,000円の減額補正、12目介護保険事業費737万5,000円の減額補正で、それぞれ特別会計への繰出金の実績見込みによるものでございます。

2項1目児童福祉総務費543万円の減額補正で、出産祝金、子育て世帯訪問支援業務委託料、高校生世代応援手当及び在宅育児手当の実績見込みによるものでございます。

10ページにわたりまして、7目児童手当費1,542万円の減額補正で、電算システム改修委託料154万円、各児童手当合わせて1,388万円のそれぞれ減額による

ものでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費2,073万2,000円の増額補正で、野上厚生病院への負担金の確定によるものでございます。

2目予防費2,700万円の減額補正で、各種予防接種委託料2,600万円、予防接種費用助成金100万円のそれぞれ減額によるものでございます。

4目環境衛生費1,338万5,000円の減額補正で、老朽危険空家除却工事補助金の確定による減額と、西部簡易水道事業会計補助金、東部簡易水道事業会計補助金及び出資金の減額でございます。

5目成人保健対策費660万円の減額補正で、各種健診委託料の実績見込みによるものでございます。

7目診療諸費21万7,000円の増額補正で、特別会計への繰出金の増額でございます。

11ページでございます。

2項1目清掃総務費11万7,000円の増額補正で、紀の海広域施設組合への負担金の増額でございます。

2目塵芥処理費127万3,000円の減額補正で、雑草等刈取委託料の減額でございます。

3目し尿処理費822万2,000円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の実績見込みによるものでございます。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費442万3,000円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

6目地籍調査事業費937万円の増額補正で、国の補正予算により、事業の前倒しによる増額でございます。

12ページにわたりまして、7目農業用施設整備事業費727万3,000円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

2項1目林業総務費1,427万8,000円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

4項1目山村振興総務費1,612万円の減額補正で、地域おこし協力隊に係る経費の減額と、他の項目につきましては実績に応じて減額するものでございます。

13ページに移ります。

6 款商工費、1 項 2 目観光費 3 0 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、今年度長く続いた猛暑の影響等でパークゴルフ場の利用者が大きく減少し、売上が落ち込んだため、特別会計への繰出金を増額を行うものでございます。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費 8 5 万円の増額補正で、小規模がけ崩れ対策事業マイナス 6 0 万円、災害緊急がけ崩れ対策事業 1 4 5 万円でございます。

2 項 1 目道路橋りょう維持費 2 2 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、パートタイム会計年度任用職員に係る減額でございます。

1 4 ページにわたりますて、2 目道路橋りょう新設改良費 7, 6 5 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正で、それぞれ事業費の確定や確定見込みによる減額するものでございます。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費で、財源変更を行うものでございます。

2 目非常備消防費 1 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、事業費の確定によるものでございます。

9 款教育費、1 項 3 目教育諸費 1, 3 6 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、それぞれ事業費の確定や確定見込みによる減額を行うものでございます。

1 5 ページにわたりますて、2 項 2 目教育振興費 2 3 0 万 3, 0 0 0 円の減額補正で、事業費の確定見込みによる減額を行うものでございます。

3 項 2 目教育振興費 1 7 8 万 7, 0 0 0 円の減額補正で、事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

4 項 7 目星の動物園管理運営費 3 6 2 万 2, 0 0 0 円の減額補正で、各事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

5 項 2 目体育施設管理運営費は、財源変更によるものでございます。

1 0 款災害復旧費、1 項 1 目道路橋りょう災害復旧費 3, 1 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額補正で、各事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

1 6 ページにわたりますて、2 目河川災害復旧費 6, 5 6 0 万円の減額補正で、各事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

2 項 1 目農地農業用施設災害復旧費 4 6 6 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、事業費の確定見込みによるものでございます。

2 目林業施設災害復旧費 3 0 0 万円の減額補正で、こちらも事業費の確定見込みによるものです。

1 2 款諸支出金、1 項 1 目財政調整基金費 3 2 万 9, 0 0 0 円の増額補正から、1 7

ページにかけて、10目公共施設等整備基金費22万4,000円の増額補正まで、各基金の積立金の増額補正によるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の119ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加する事業が10事業ございまして、個々の事業名、事業費につきましては、表記載のとおりでございます。

次に、議案書の120ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

変更するものにつきましては、辺地対策事業債で限度額を160万円増額の3,440万に。過疎対策事業債で限度額を1億1,290万円増額の10億4,770万に。一般単独事業債で限度額を6,220万円減額の10億6,500万に。災害復旧事業債4,080万円減額の9,690万に。臨時財政対策債では、限度額は変わらず904万3,000円でございます。

補正後の利率につきましては、5.0%以内に変更するものでございます。起債の方法、償還の方法には、変更はございません。

以上、議案第24号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

（総務課長 曲里充司 降壇）

◎日程第28 議案第25号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第29 議案第26号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第30 議案第27号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男） 日程第28、議案第25号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第30、議案第27号、令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは議案第25号から議案第27号の特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書の121ページをお開きください。

議案第25号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,614万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書20ページをお開きください。予算説明資料は19ページからとなります。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税で、1節医療給付費分現年課税分210万4,000円の減額。2節後期高齢者支援金分現年課税分68万1,000円の減額。3節介護納付金分現年課税分21万6,000円の減額です。いずれも被保険者数の減が主な要因です。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金で、2節特別交付金21万7,000円の減額です。国民健康保険診療所の運営に係る特別調整交付金の額の確定によるものです。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）168万2,000円の減額。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）62万円の減額。6節未就学児均等割減額繰入金9万6,000円の増額。7節産前産後保険料繰入金8万8,000円の減額です。国民健康保険基盤安定負担金等の額の確定によるものです。

次のページで、5款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で、1節財政調整基金繰入金529万5,000円の増額です。歳入予算減額の補填を行うため、繰入れを行うものです。

次のページで、歳出でございます。

6 款諸支出費、2 項 1 目繰出金で、2 7 節繰出金 2 1 万 7, 0 0 0 円の減額です。国民健康保険診療所事業特別会計へ繰り出す、特別調整交付金の額の確定に伴う減額です。続きまして、議案書の 1 2 5 ページをお開きください。

議案第 2 6 号、令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 6 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 5 0 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書 2 4 ページをお開きください。予算説明資料は 2 1 ページからとなります。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金で、1 節一般会計繰入金 2 1 万 7, 0 0 0 円の増額です。

2 目国民健康保険事業特別会計繰入金で、1 節国民健康保険事業特別会計繰入金 2 1 万 7, 0 0 0 円の減額です。国民健康保険事業特別会計補正予算で御説明させていただきました特別調整交付金の額の確定に伴うものです。

歳出補正はございません。

続きまして、議案書の 1 2 9 ページをお開きください。

議案第 2 7 号、令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 6 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2, 4 0 2 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書28ページをお開きください。予算説明資料は22ページからとなります。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料で、1節現年度分300万1,000円の増額です。現年度分の保険料の増収が見込まれることによるものです。

次のページで、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、18節負担金、補助及び交付金、同じく300万1,000円の増額です。歳入で増額となった保険料を、後期高齢者医療広域連合へ納付するための増額です。

以上、簡単ではございますが、議案第25号から議案第27号までの特別会計補正予算に係る御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします

(住民課長 森谷克美 降壇)

◎日程第31 議案第28号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(美野勝男) 日程第31、議案第28号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、議案書の133ページをお願いします。

議案第28号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和6年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,826万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,028万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の33ページをお開きください。また、予算説明資料は24ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

保険給付費等の減額に伴い、国、県等の負担分の減額補正をしております。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、1,031万5,000円の減額。2項1目調整交付金は590万円の減額。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、60万円の減額補正です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は1,512万円の減額。2目地域支援事業支援交付金は、81万円の減額補正です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は788万5,000円の減額。2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、37万5,000円の減額補正です。

34ページの7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は700万円の減額。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、37万5,000円の減額。2項1目介護給付費準備基金繰入金は、988万5,000円の減額補正となっております。

35ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、計5,300万円の減額補正です。給付実績見込みにより各科目で減額しております。

1目居宅介護サービス給付費は、主に訪問介護、通所介護の利用実績が少ないため、3,200万円の減額。2目地域密着型介護サービス給付費では、小規模多機能型居宅介護の利用が少ないため、200万円の減額。3目施設介護サービス給付費では、特別養護老人ホームの施設利用が少ないため、1,500万円の減額。6目居宅介護サービス計画給付費で、400万円の減額補正です。

次に、6項1目特定入所者介護サービス等費は、300万円の減額補正です。介護保険施設利用者の食費や居住費の軽減の対象となる低所得者の方の利用が少ないため、減額するものでございます。

36ページにかけての、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス

事業費は、200万円の減額補正、2目介護予防ケアマネジメント事業費は100万円の減額補正です。要支援者区分の方の訪問及び通所サービスの給付実績見込みにより減額するものでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、73万5,000円の増額補正で、給付費の減額に伴い積立てするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第28号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第32 議案第29号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男) 日程第32、議案第29号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、議案書の137ページをお開きください。

議案第29号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ148万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,573万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の40ページをお開きください。説明資料は28ページとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目観光施設等使用料、1節のふれあい公園施設使用料で441万3,000円の減額としてございます。理由でございますが、昨年度に続き、長期間の猛暑によ

る利用控えでございまして、キャンプ場利用者とパークゴルフ利用者が大きく減少して
ございます。

また、別の理由としまして、昨年度にかつらぎ町でパークゴルフ場が増設されたこと
に加え、令和6年8月に岩出市でもパークゴルフ場がオープンしたことにより、分散し
ているためと考えてございます。

これらの要因により、12月末までの累計の対前年度比のパークゴルフ場の利用者は
1,200人程度減少してございます。同じく、猛暑によるキャンプ場の利用者も約2
00人程度減少してございます。それに伴い、使用料金の収入が落ち込んでございます。

続きまして、2目の農林業施設使用料で8万円を減額してございます。こちらも猛暑
により、ふれあい館への来客者数が減少したことにより、売上が落ち込んだことによる
ものでございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰入金で301万3,000円の増額でございま
す。これは、売上減少により、一般会計から繰入金を受けるものでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、12節の委託料で148万円の減額で、ふれあい公園の施
設清掃委託料の事業の実績見込みにより減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公
園運営事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうかよろしく
お願いいたします。

（産業課長 吉見将人 降壇）

◎日程第33 議案第30号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第3
号）について

◎日程第34 議案第31号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第3
号）について

◎日程第35 議案第32号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3
号）について

○議長（美野勝男） 日程第33、議案第30号、令和6年度紀美野町農業集落排
水事業会計補正予算（第3号）についてから、日程第35、議案第32号、令和6年度
紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、3議案を一括議題と

します。

説明を求めます。

長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) それでは、農業集落排水事業会計補正予算(第3号)について、御説明させていただきます。

議案書の141ページをお開きください。お手数ですが、予算に関する説明書の44ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。説明資料は30ページでございます。

議案第30号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第1款、農業集落排水事業収益の総額を309万3,000円減額し、2,204万8,000円と定めるもので、第2項営業外収益で309万3,000円減額し、1,363万8,000円とするものでございます。

また、支出の第1款農業集落排水事業費用の総額を60万2,000円減額し、2,983万9,000円と定めるもので、第1項営業費用を60万2,000円減額し、2,829万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、収入では長期前受金戻入、支出では減価償却費の補正となっており、どちらも現金を伴う補正ではございません。

補正の理由といたしましては、本年4月から公営企業会計が適用され、水道課に業務移管が行われたことにより、業務内容について確認していたところ、当初予算において、開始貸借対照表に誤りがございました。

固定資産の内容につきましては、資産の計上漏れや二重計上等の誤りがあり、修正し、再計算したものでございます。

財務諸表の予定開始貸借対照表の取得資産の修正に伴い、7年度予定貸借対照表にも変更が生じてございます。大変申し訳ございませんでした。

第3条は、企業債の借入れについて定めたもので、補正内容につきましては、企業債の利率の上昇に伴い、借入利率の上限を3%から5%に補正するもので、限度額、起債

の方法、償還の方法には変更はございません。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

続きまして、東部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明させていただきます。

議案書の143ページをお開きください。また、予算に関する説明書の54ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。説明資料は32ページでございます。

議案第31号、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条は総則でございます。

第2条は6年度予算での主な業務予定量を定めており、建設改良事業について、精算により県道岩出野上線老朽管布設替工事で1,100万円減額し、4,000万円に、神野市場仕切弁更新工事で130万円減額し、500万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第1款水道事業収益の総額を4,546万3,000円増額し、2億5,833万2,000円と定めるものでございます。

第2項、営業外収益で4,546万3,000円増額し、1億7,023万9,000円とするものでございます。

収入の増額となった理由でございますが、まず、3目の一般会計補助金では100万円の減額でございます。仮決算の見込みにより、当初は消費税の納付を予定しておりましたが、還付が見込まれることになったことより、減額となったものでございます。

4目の長期前受金戻入でございますが、こちらは現金の収入はございません。

減価償却費と連動するもので、後ほど説明させていただきます。

5目雑収益で、仮決算により消費税の還付が見込まれ、50万円の増額でございます。次に支出でございます。

第1款水道事業費用の総額を、5,091万9,000円増額し、2億8,821万4,000円と定めるものでございます。

第1項営業費用は5,141万9,000円増額し、2億7,215万円とするもので、

5目減価償却費で5,110万2,000円の増額でございます。こちら現金の支出はございません。

東部簡易水道は、本年度から法適用を受け、企業会計により予算を作成しております。昭和の時代から取得した資産を現時点の資産価値を算定し、償却年数が残っている物は引き続き、残りの償却年数で減価償却を行っていくものでございます。

年間の償却額は取得額の10%を残存価格と設定し、償却年数で割って算定するものでございますが、この残存価格の設定を法適用開始時の現在価値の10%と設定すべきでございましたが、当初の取得額の10%と、そのままになっていたことが原因で、修正し、再計算したところ、東部簡水は資産規模が大きいため大幅な増額となっており、大変申し訳ございません。

収入の長期前受金も同様の理由で、増加したものでございます。

6目資産減耗費についても、今年度布設替工事によって、既設配管の除却費の残存価格にもずれが生じた結果、31万7,000円の増額となっております。

第2項営業外費用は50万円減額の1,066万3,000円で、消費税の納付予定が還付となったためでございます。

第4条資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入は1,230万円を減額し、7,807万5,000円と定めるものでございます。

第1項企業債の1,030万円の減額は、建設改良工事費の減によるものでございます。

第2項他会計出資金200万円の減額につきましては、起債対象外の工事費の減額によるものでございます。

次に、支出で第1款資本的支出は1,230万円を減額し、7,807万5,000円と定めるものでございます。

第1項建設改良費の1,230万円の減額につきましても、工事費の減によるものでございます。

第5条は企業債の借入に関し定めたもので、今回の企業債の対象事業費が1,030万円の減額に伴い、起債の限度額を補正するものでございます。

また、当初は県道岩出野上線の工事のみ過疎債の対象となっておりますが、神野市場工事も過疎債が適用されることにより、企業債の組替えでございます。

また、起債の利率の上昇が懸念されており、起債の借入利率を3%から5%に補正するもので、起債の方法、償還の方法には変更はございません。

第6条は、一般会計からの補助金額を定めるもので、先ほど御説明させていただきましたとおり100万円を減額し、4,356万1,000円と定めるものでございます。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。

議案書の145ページをお開きください。

予算に関する説明書の63ページ実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。

説明資料は36ページでございます。

議案第32号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条は総則でございます。

第2条は、本年度予算で主な業務予定量を定めており、建設改良工事の精算に伴い、事業費を186万2,000円減額し、163万8,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第1款、水道事業収益の総額を1,268万7,000円減額し、1億3,024万4,000円と定めるものでございます。

第2項営業外収益で1,268万7,000円の減額で、4,104万4,000円でございます。

減額の理由といたしまして、3目の一般会計補助金が238万5,000円の減額となっており、令和5年度末と令和6年度当初に借り入れた起債利率の確定により、支払利息が減少したことで、利息に対する交付税算入分が減ったためでございます。

5目雑収益では、1,030万2,000円の減額で、こちらは主に建設改良工事費の下佐々浄水場更新工事の額の確定に伴い、消費税の還付額が減少したものでございます。

次に支出でございます。

第1款水道事業費用の総額を564万円減額し、2億959万6,000円と定めるものでございます。

第1項営業費用は130万5,000円減額し、1億8,337万1,000円とするもので、5目減価償却費で1万円の減額、6目固定資産除却費で129万5,000円の減額につきましては、現金の支出はございません。国道370号関連工事で県の工事進捗に合わせて布設替えを行うものですが、当初予定していたよりも延長が短くなったため、その差額分を再計算し、減額となったものでございます。

第2項営業外費用は、433万5,000円減額し、1,867万5,000円とするもので、1目企業債利息において、先ほど申し上げましたように、企業債の借入利率の確定による減額となっております。

第4条は資本的収入及び支出の補正です。

予算第4条の本文の括弧書きにおいて、不足する額の補填財源の金額1,470万5,000円を1,474万3,000円に改め、予定額も補正するものでございます。

収入です。

第1款資本的収入の総額を190万円減額し、160万円と定めるもので、第1項企業債において、190万円減額し、160万円とするものでございます。建設改良費の減額に伴うものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出の総額を186万2,000円減額し、1,634万3,000円と定めるもので、第1項建設改良費において、施工延長の減により、工事費186万2,000円を減額し、163万8,000円とするものでございます。

第5条は企業債の借入れに関し定めたもので、事業費の減額に伴い、公営企業債の借入限度額を190万円減額し、160万円とし、借入利率につきましては、利率が上昇していることから借入利率の上限3%を5%以内に改めるもので、起債の方法、償還の方法の変更はございません。

第6条は、一般会計からの補助金額を定めるもので、企業債の利息の減により、交付税額が減少したため、一般会計補助金を238万5,000円減額し、934万7,000円とするものでございます。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 36 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 58 分）

◎日程第 36 議案第 33 号 令和 7 年度紀美野町一般会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第 36、議案第 33 号、令和 7 年度紀美野町一般会計予算について、議題とします。

それでは、歳入全般及び歳出第 1 款から第 2 款について、説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、令和 7 年度紀美野町予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 33 号、令和 7 年度紀美野町一般会計予算。

令和 7 年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95 億 3,900 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

令和7年度予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、目を中心に説明を申し上げます。なお、金額の比較は、前年度の当初予算額と比較した額を申し上げます。

また、予算説明資料も別冊で添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。それでは説明させていただきます。

1款町税、1項1目の個人では前年度の当初比較2,378万6,000円増額の2億5,326万4,000円の計上で、定額減税の終了により所得税及び個人住民税の軽減措置がなくなったため、所得割において、通常収入に戻ったことが主な要因でございます。

2目の法人では、46万円増額の2,048万1,000円の計上でございます。

2項1目の固定資産税では、1,161万8,000円増額の3億7,884万7,000円の計上でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金では、5万1,000円減額の218万7,000円の計上でございます。

3項軽自動車税、1目の種別割は68万9,000円増額の3,831万円を。2目の環境性能割は12万2,000円減額の404万7,000円を計上してございます。

4ページを御覧ください。

4項1目の市町村たばこ税は、300万円減額の3,300万円の計上でございます。

次に、2款地方譲与税、1項1目の地方揮発油譲与税は、前年度と同額の1,600万円の計上でございます。

2項1目の自動車重量譲与税は、300万円増額の4,800万円の計上でございます。

3項1目の森林環境譲与税は、923万4,000円増額の4,625万4,000円の計上です。

3 款利子割交付金、1 項 1 目の利子割交付金は、前年度と同額の 30 万円の計上です。
4 款配当割交付金、1 項 1 目の配当割交付金は、前年度と同額の 300 万円の計上です。

5 ページでは、5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目の株式等譲渡所得割交付金は、100 万円増額の 300 万円の計上です。

6 款法人事業税交付金、1 項 1 目の法人事業税交付金は、72 万 2,000 円減額の 1,090 万円の計上です。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目の地方消費税交付金は、500 万円増額の 1 億 8,500 万円の計上です。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の 3,000 万円の計上です。

9 款環境性能割交付金、1 項 1 目の環境性能割交付金は、84 万 9,000 円増額の 1,202 万 9,000 円の計上です。

10 款地方特例交付金、1 項 1 目の地方特例交付金は、2,688 万 5,000 円減額の 253 万円の計上で、定額減税減収補填特例交付金の減額によるものでございます。

6 ページでは、2 項 1 目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、50 万円減額の 50 万円の計上です。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は 1 億 3,000 万円増額の 40 億 3,000 万円の計上です。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項 1 目の交通安全対策特別交付金は 6,000 円減額の 65 万円の計上です。

13 款分担金及び負担金、1 項 1 目の農林水産業費分担金は、前年度と同額の 105 万円の計上です。

2 目の土木費分担金では、62 万 5,000 円増額の 92 万 5,000 円の計上で、小規模がけ崩れ対策事業分担金の増額によるものでございます。

7 ページでは、2 項 1 目の総務費負担金では、地上デジタル放送難視聴対策事業加入金で、前年度と同額の 15 万円の計上です。

2 目の民生費負担金は、46 万 8,000 円減額の 585 万 6,000 円の計上です。

14 款使用料及び手数料、1 項 1 目の民生使用料は、10 万 3,000 円増額の 22 万 5,000 円の計上です。

2目の農林水産業使用料は、16万2,000円増額の187万4,000円の計上です。

3目の土木使用料は、34万4,000円減額の3,472万6,000円の計上です。

8ページにわたりまして、4目の教育使用料は、51万円減額の648万円の計上です。

2項1目の総務手数料は、31万9,000円減額の305万8,000円の計上です。

2目の衛生手数料は、1万円増額の1,336万1,000円の計上です。

3目の土木手数料は、2,000万円減額の5,018万4,000円の計上です。

4目の消防手数料は、前年度と同額の1万円の計上です。

9ページでは、15款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金では、3,021万円増額の2億7,820万5,000円の計上で、障害者自立支援給付費負担金で1,455万円、児童手当負担金1,118万2,000円の増によるものです。

2目の衛生費国庫負担金は、前年度と同額の24万円の計上です。

3目の災害復旧費国庫負担金は、8,913万円増額の1億4,916万円の計上です。

2項1目の総務費国庫補助金は、7,808万1,000円増額の4億9,319万円の計上で、地方創生道整備推進交付金3,016万3,000円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,571万6,000円の増が主な要因です。

10ページにわたりまして、2目民生費国庫補助金では、687万6,000円増額で3,479万2,000円の計上で、主にこども家庭センター事業運営費に係るもので、子ども・子育て支援事業費補助金の増額によるものでございます。

3目の衛生費国庫補助金は、214万2,000円増額の1,489万6,000円の計上です。

4目の農林水産業費国庫補助金は、360万円増額の1,160万円の計上です。

5目の土木費国庫補助金では、1,021万4,000円増額の4,121万4,000円の計上です。

6目の教育費国庫補助金では、7,710万2,000円減額の2億2,547万8,000円の計上で、紀美野中学校改修事業と給食調理場建築事業に充当する学校施設環境改善交付金1億4,342万1,000円、スクールバス購入のためのへき地児童生徒援助費等補助金868万円が減額となる一方、スポーツ公園リニューアル事業に充当する社会資本整備総合交付金7,500万円が増となることが主な要因です。

災害復旧費国庫補助金につきましては、みさと天文台法面復旧工事に係る公立社会教育施設災害復旧費補助金の皆減により、今年度、項目を廃止してございます。

11ページにわたりまして、3項1目の総務費国庫委託金は、1,452万2,000円増額の1,471万6,000円の計上で、参議院議員通常選挙執行委託による増でございます。

2目の民生費国庫委託金は、8万5,000円減額の276万2,000円の計上です。

3目の消防費国庫委託金は、165万円の皆増で、消防団の力向上モデル事業委託金でございます。

4目の教育費国庫委託金は、336万2,000円の皆増で、部活動の地域移行に向けた実証事業委託金でございます。

16款県支出金、1項1目の民生費県負担金は、702万5,000円増額の1億8,708万3,000円の計上で、主なものとしては、居宅介護などのサービス給付の増加により障害者自立支援給付費負担金727万5,000円、障害児入所給付費等負担金247万3,000円が増となることが主な要因です。

2目の衛生費県負担金は、前年度と同額の12万円を計上しております。

12ページにわたりまして、3目の農林水産業費県負担金は、6,720万円の皆増で地籍調査事業負担金によるものでございます。

2項1目の総務費県補助金は、181万3,000円減額の394万1,000円の計上で、わかやま防災パワーアップ補助金の減が主な要因でございます。

2目の民生費県補助金では、432万6,000円増額の5,390万円の計上で、居宅介護などのサービス給付の増加により重度訪問介護利用促進市町村支援事業費補助金の増が主な要因でございます。

13ページにわたりまして、3目の衛生費県補助金では、43万9,000円増額の711万7,000円の計上で、新たに児童虐待防止対策等総合支援を計上してございます。

4目の農林水産業費県補助金では、576万2,000円減額の3,722万4,000円の計上で、林道改良事業補助金の減が主な要因でございます。

5目の商工費県補助金は、前年度と同額の1万9,000円の計上です。

6目の土木費県補助金は、1,000円減額の4万1,000円の計上です。

7目の消防費県補助金は、11万1,000円増額の189万4,000円の計上です。

14ページに移りまして、8目の教育費県補助金は、878万1,000円減額の523万8,000円の計上で、公立学校情報機器整備事業費補助金311万7,000円の減が主な要因です。

3項1目の総務費県委託金では、572万4,000円増額の1,897万5,000円の計上で、指定統計調査委託金の増が主な要因です。

2目の民生費県委託金は、22万5,000円減額の3万円の計上です。

教育費県委託金については、人権啓発活動地方委託金を総務費県委託金に変更したため、今年度、項目を廃止してございます。

17款財産収入、1項1目の財産貸付収入は、62万円増額の1,314万9,000円の計上です。

15ページにわたりまして、2目の利子及び配当金は、307万4,000円増額の450万3,000円の計上です。

2項1目の物品売払収入及び2目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額のそれぞれ1,000円の計上です。

18款寄附金、1項1目の一般寄附金は前年度と同額の1,000円の計上です。

2目のふるさとまちづくり応援寄附金は、1億円増額の2億円を計上してございます。

3目の企業版ふるさと納税寄附金は、20万円減額の60万円を計上してございます。

19款繰入金、1項1目の財政調整基金繰入金は、3億3,011万円減額の4億7,235万円の計上です。

2目のふるさとまちづくり応援基金繰入金は、5,902万6,000円増額の1億4,894万5,000円の計上で、高齢者タクシー等補助事業や小中学校給食費無償化事業などに充てられます。

16ページに移りまして、3目中山間ふるさと・水と土保全対策基金繰入金は、40万円減額の200万円の計上です。

4目福祉基金繰入金は、244万3,000円減額の211万6,000円の計上で、出産祝金交付事業に充てられます。

5目森林環境譲与税基金繰入金は、451万1,000円減額の4,681万1,000円の計上です。

6目公共施設等整備基金繰入金は、266万5,000円減額の1億2,997万7,000円の計上で、町道補修及び舗装生活関連工事業や総合福祉センター高圧受電設

備更新事業などに充てられます。

7目上芝貞夫文化・教育振興基金繰入金は、1,496万2,000円減額の2,196万4,000円の計上です。

8目減債基金繰入金は、742万6,000円の皆増で、臨時財政対策債の償還に充てられます。

合併振興基金繰入金は、4億8,470万円の皆減により、今年度、項目を廃止してございます。昨年度消防庁舎建設事業や給食調理場建築事業等に充てられていたものでございます。

20款繰越金、1項1目の繰越金は前年度と同額の500万円を計上してございます。

21款諸収入、1項1目の延滞金は、前年度と同額の30万円を計上してございます。

17ページを御覧ください。

2項1目の町預金利子は、7万円増額の10万円の計上です。

次に18ページにわたりまして、3項1目の雑入では、3,811万8,000円増額の8,710万1,000円の計上で、デジタル基盤改革支援補助金の増が要因です。

4項1目の民生費受託事業収入は、94万円減額の122万円の計上です。

5項1目の貸付金元利収入については、昨年度と同額の24万円を計上してございます。

22款町債、1項1目の総務債は、710万円減額の5,570万円の計上で、集会所LED化改修事業や定住促進補助金などに充てられます。

2目の民生債は、6,170万円増額の7,870万円の計上で、高校世代応援手当支給事業などに充てられます。

19ページにわたりまして、3目の農林水産業債は、7,530万円増額の9,220万円の計上で、大角地区農道新設事業等に充てられます。

4目の商工債は、前年度と同額の500万円の計上で、シルバー人材センター助成事業に充てられます。

5目の土木債は、1億9,090万円増額の6億6,630万円の計上で、町道釜滝柴目線改良事業、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業などに充てられます。

6目の消防債は、4億3,310万円減額の1億9,580万円の計上で、消防救急無線デジタル整備推進事業、消防団第13分団庫整備事業などに充てられます。

7目の教育債は、5億5,750万円減額の2億1,250万円の計上で、スポーツ公

園リニューアル事業などに充てられます。

8目の災害復旧債は、1億5,920万円増額の1億9,830万円の計上で、町道真国宮津川線宮前橋災害復旧事業などに充てられます。

臨時財政対策債は、1,300万円の皆減により、今年度、項目を廃止してごさいます。これは、国による臨時財政対策債の発行抑制によるものでごさいます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1款、2款で総務課関係の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。予算説明資料は28ページからごさいます。

それでは1款議会費、1項1目の議会費では、206万7,000円増額の8,174万4,000円の計上でごさいます。この増額の主な要因は、人件費の増、議会だより印刷製本費、会議録作成委託料の増によるものでごさいます。

予算に関する説明書の21ページから24ページにわたりまして、2款総務費、1項1目の一般管理費では、2,182万7,000円増額の3億364万7,000円の計上です。この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理関係の費用が主なものとなっております。一般管理費で計上している会計年度任用職員の人件費の増によるものが主な増額の要因となっております。

24ページの下段から、25ページにかけて、2目の文書広報費では、133万5,000円増額の1,343万2,000円を計上してごさいます。主な増額の要因は、SNSでのさらなる情報発信を行っていくための地域おこし協力隊1名の雇用期間を通年とした上で、委託型に変更するための予算を計上したことによるものでごさいます。

3目の会計管理費では、231万8,000円増額の440万4,000円を計上してごさいまして、口座振込手数料の増によるものが主な増額の要因となっております。

26ページの下段から28ページにわたりまして、5目の企画費の中で、総務課関係では地上デジタル放送に関連する経費1,011万9,000円を計上してごさいます。

28ページ下段から29ページにわたりまして、6目の電子計算費、3,323万9,000円増額の1億3,447万4,000円の計上でごさいます。第五次LGWAN及びガバメントクラウドネットワーク構築に係る委託料による増額となっております。

30ページから32ページにわたりまして、8目の自治振興費では、387万1,000円減額の9,256万4,000円の計上です。総務課所管では、昨年度吉野集会所

屋根張替工事を計上していたための減額が主な要因となっております。

33ページにわたりまして、9目の交通安全対策費では、30万9,000円増額の463万1,000円を計上しております。道路反射鏡設置工事や防犯灯設置及び修理補助金などを計上しております。

10目の諸費では、1万9,000円減額の127万7,000円の計上です。

33ページ中段から34ページにわたりまして、11目の防災諸費では、220万6,000円減額の5,652万2,000円を計上しております。減額要因といたしましては、自主防災組織の資機材を充実するため、令和6年度に限り1組織当たり20万円の自主防災組織活動補助金を計上していたためにより減額となっております。

35ページにわたりまして、12目の人権推進費では、392万1,000円の皆増で、予算科目を整理し、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていただくための経費を計上しております。

少し飛びまして、38ページ下段から39ページをお開きください。

ここからの4項選挙費は、選挙管理委員会書記長として説明させていただきます。

4項選挙費、1目の選挙管理委員会費は、2,000円増額の32万8,000円を計上しております。

40ページにわたりまして、2目の参議院議員通常選挙費は1,510万円の計上です。

41ページにわたりまして、3目の町長選挙費は1,320万円の計上です。

続きまして、42ページ中段になります。

6項1目の監査委員費につきましては、監査委員書記として説明させていただきます。前年度と同額の28万6,000円の計上でございます。

以上、1款、2款の総務課関係での予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長(美野勝男) 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) それでは、私のほうから、2款総務費のうち、企画管財課に係る主な予算について、御説明をさせていただきます。

令和7年度予算に関する説明書の22ページをお開きください。予算説明資料では、30ページからお開きください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費です。ここでは、企画管財課の庶務に係る経費と役場庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上しています。

まず、2 2 ページを御覧ください。

1 0 節需用費の消耗品費 2 2 3 万円の中には、企画管財課が購入する、コピー用紙並びに一般事務用品 1 2 7 万 2, 0 0 0 円が含まれております。

次に、燃料費 2 5 1 万 6, 0 0 0 円の中には、本庁舎の冷暖房用 L P ガス 2 1 4 万 6, 0 0 0 円が含まれています。

次に、印刷製本費 3 2 3 万 4, 0 0 0 円の中には、コピー料金及び業務に使用する封筒等の印刷費として 2 9 4 万円が含まれています。

次に、電気料 3 1 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、役場本庁舎にかかる使用料でございます。

次に 2 3 ページをお開きください。

修繕料 8 4 万 2, 0 0 0 円の中には、本庁舎及び庁舎備品の修繕料として、6 0 万円が含まれています。

次に、1 1 節役務費、電話料 1 6 2 万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金となります。

それでは、次に 1 2 節委託料です。ここには、役場本庁舎の設備機器等の維持管理に係る各種委託料を計上しています。

続いて、2 4 ページをお開きください。

1 3 節使用料及び賃借料のうち、借地料 4 3 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、役場本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料となります。

次の機器等借上料 2 6 9 万 8, 0 0 0 円のうち、2 5 3 万 2, 0 0 0 円が本庁舎照明器具 L E D のリース代となります。

続いて、2 5 ページ、2 6 ページをお開きください。

4 目財産管理費でございます。ここでは、町が管理する建物等の財産の維持管理に伴う経費を計上しています。

2 6 ページの 1 1 節役務費のうち、火災保険料 7 1 6 万 2, 0 0 0 円につきましては、役場庁舎、集会所、学校等の町が所有する 2 1 0 施設が保険の対象となっています。

続いて、自動車損害保険料 3 3 7 万 4, 0 0 0 円につきましては、町が所有する公用車 1 4 1 台分に係る保険料となります。

次に、14節工事請負費です。かじか荘焼却炉解体撤去工事費366万1,000円につきましては、かじか荘の上段駐車場の山側奥に使用されていない焼却炉があります。それを撤去するための費用として計上しています。

次に、17節備品購入費、施設用備品132万円です。これにつきましては、かじか荘の設備備品で老朽化している電話交換機を含む電話機器一式を交換する費用として計上しています。

続いて、5目企画費です。

本年度2億3,526万5,000円、前年度比5,328万5,000円の増額となっております。これにつきまして、企画管財課に係る部分では、1節報酬は、長期総合計画審議会委員、総合戦略審議会委員、道の駅検討委員会委員の報酬及びDX推進関連のCIO補佐官の報酬で合計127万2,000円を計上しています。第3次長期総合計画策定に伴う策定委員27名の報酬が7年度新たな計上となります。

続いて、2節給料、3節職員手当等、4節共済費ですが、職員人件費として9名分となり、合計6,438万2,000円となります。

次に、12節委託料のうち、施設管理委託料957万円、これにつきましては、かじか荘の指定管理委託料です。

また、ふるさと納税支援業務委託料1億円、これにつきましては、ふるさと納税に関する業務を委託するものでございます。

長期総合計画策定業務委託料445万2,000円につきましては、現在の第2次長期総合計画（後期計画）が令和9年3月末で終了となります。次の第3次計画整備に向けて、本年度445万2,000円、8年度で354万5,000円の2年間で策定していく計画でございます。

また、令和8年度予算については、予算書7ページの第2表債務負担行為で計上しております。

13節使用料及び賃借料のうち、システムソフト等使用料562万7,000円のうち、主なものにつきましては、公共施設マネジメントシステム108万9,000円、L o G o フォーム108万2,000円、L o G o チャットで110万8,000円、R P A システムで141万3,000円となります。

続いて、28ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金のうち、総合的な子育て支援対策として、結婚に伴う

スタートアップ時の費用に対する補助として、結婚新生活支援事業補助金120万円、民間資金を活用した賃貸住宅の整備を促進するために、建設工事費の一部を補助する民間賃貸住宅整備促進補助金120万円、定住促進補助金1,420万円を計上しております。

続いて、31ページをお開きください。

8目自治振興費でございます。

12節委託料のうち、コミュニティバス運行委託料3,576万円。昨年度、ダイヤ改正に伴い、対前年25万円の減額となります。

18節負担金、補助及び交付金のうち、路線バス運行支援事業補助金273万9,000円につきましては、大十オレンジバス海南線における運行支援となります。

高齢者タクシー等補助金1,209万6,000円につきましては、1人1万8,000円分のタクシー・バス助成券を交付するためのものがございます。

続いて、33ページをお開きください。

10目諸費です。11節役務費、賠償保険料71万円、この保険につきましては、町村等が所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事項について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、41ページをお開きください。

5項統計調査費、1目指定統計費です。これにつきましては、統計法に基づいて、令和7年10月1日現在の基準日で、令和7年度に実施する国勢調査等に係る報酬等必要経費でございます。本年度、991万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、2款の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長(美野勝男) 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長(調月克久) それでは、私からは、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費と2目賦課徴収費について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の35ページから36ページを御覧ください。説明資料では、44ページから45ページでございます。

税務総務費は4,924万9,000円で、昨年と比較いたしまして、458万2,000円の増額でございます。主な内訳については、1節報酬、2節給料、3節職員手当と4節共済費の人件費で、合計411万9,000円の増。また、18節負担金、補助及び交付金の地方税共同機構負担金が51万2,000円の増となっております。

続きまして、予算に関する説明書の36ページから37ページを御覧ください。説明資料では、45ページから46ページでございます。

2目賦課徴収費は5,045万4,000円で、昨年度と比較いたしますと、1,490万6,000円の増額となっております。主な内訳といたしましては、12節委託料の標準宅地鑑定業務委託料で712万8,000円、固定資産路線価評価業務委託料で1,189万1,000円の増となっており、令和9年度の固定資産税の評価替えの準備に伴う業務委託料でございます。

また、電算処理委託料で232万7,000円の減となっており、令和6年度の評価替えに、処理回数が2回であったものが1回に減ったことが理由でございます。

電算システム改修委託料も165万円の減となっており、定額減税に伴う住民税システム改修及び森林環境税開始に伴うシステム改修が不要となったため減額となり、項目削除となっております。

以上、税務課に関連する当初予算の説明とさせていただきます。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

(まちづくり課長 米田和弘 登壇)

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、2款のまちづくり課及び支所費関連の予算について御説明させていただきます。

まず、予算に関する説明書の27ページから、予算説明資料では35ページからをお願いいたします。

2款1項5目企画費のうち、まちづくり課関連では、説明書27ページ、11節役務費、郵便料7,000円と、説明書28ページ、18節の負担金、補助及び交付金の下から2行目、奨学金返還助成金332万6,000円でございます。前年度より、奨学金返還助成金に係る郵送料で3,000円、奨学金返還助成金で68万6,000円の増額となります。

増額理由は、令和5年、令和6年度の申請実績より奨学金返還対象者の増加を見込ん

でおりまして、令和7年度では29名分を計上してございます。

次に、美里支所として、7目支所費の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の29ページから、予算説明資料は38ページを御覧ください。

2款1項7目支所費は、支所施設などの維持管理に係る経費を計上してございます。本年度は1,200万7,000円を計上しており、前年度より317万9,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、会計年度任用職員1名の1節報酬、3節職員手当等の期末勤勉手当の減額、また、10節需用費の施設修繕見込みによる修繕料の減額によるものでございます。

以上、2款のまちづくり課及び支所費関連の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の37ページをお開きください。予算説明資料は46ページからとなります。

本年度の予算額4,416万8,000円で、606万8,000円の増額となります。人件費の増額、職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するために係る費用、並びに住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改に伴う委託料及びリース料の増額が主な要因となります。

まず初めに、人件費として、1節から4節、次のページにわたり、4節共済費までは、いずれも人件費の増額となります。

38ページ、10節需用費の印刷製本費81万9,000円で74万8,000円の増額、11節役務費の郵便料117万4,000円で、90万5,000円の増額です。戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための費用が主なものとなります。

12節委託料769万円で、104万1,000円の増額です。住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改に伴うハードウェア及び業務アプリケーションの保守委託料の増額が主な要因となります。

13節使用料及び賃借料が911万1,000円で、148万2,000円の増額です。住民基本台帳ネットワークシステム機器更改に伴う電算ハードウェアリース料の通年化による増額が主な要因となります。

以上、簡単ではございますが、戸籍住民基本台帳費の説明といたします。よろしくお願いたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長(美野勝男) 次に、第3款から第4款について説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、保健福祉課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の42ページをお願いします。なお、予算説明資料は52ページからとなりますので、併せて御覧ください。

3款民生費でございます。

43ページにかけての1項1目社会福祉総務費は6,878万7,000円の計上で、前年度より208万8,000円の減額です。

2節給料で、職員の異動に伴い199万5,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金で職員の定年、それに伴う非常勤職員の雇用により、人件費148万円の減額が主な要因となっております。

なお、12節委託料では、権利擁護支援業務委託料100万8,000円を計上し、認知機能の低下により財産管理や契約行為が困難な方の支援を行います。

次に、44ページから45ページにかけての3目老人福祉費は6,191万7,000円で、前年度より529万6,000円の増額です。

12節委託料で、新たに第10期の高齢者福祉・介護事業計画策定のためのアンケート調査業務委託で407万円、18節負担金、補助及び交付金で食料品の買物にお困りの方の支援のため、移動販売支援事業補助金90万円を計上し、増額の主な要因となっております。

次に、45ページから47ページにかけての4目障害者福祉費は4億491万1,000円で、前年度より4,634万円の増額です。

19節扶助費で、介護給付費・訓練等給付費及び障害児給付費で、利用対象者が増え

ており、3,889万円の増額になっていることが主な要因となっております。

続いて、5目老人医療費は、前年度と同額の20万1,000円の計上です。

6目重度心身障害者医療費は4,901万5,000円で、医療費扶助の実績を踏まえ、前年度と比較し、193万4,000円の減額です。

続いて、48ページから49ページにかけての9目総合福祉センター管理運営費は4,412万5,000円で、前年度より2,116万3,000円の増額です。

12節委託料で、当該センターの空調設備更新及び照明LED化改修工事設計業務委託料を723万8,000円、14節工事請負費で、高圧受電設備更新工事費で1,333万6,000円を新たに計上しており、増額の主な要因となっております。

次に、50ページにかけての10目長谷毛原健康センター管理運営費は1,122万8,000円で、前年度より863万6,000円の増額です。

14節工事請負費で、照明LED化改修工事費783万6,000円を計上しており、増額の主な要因となっております。

12目介護保険事業費は2億7,789万3,000円で、前年度と比較し、117万8,000円の増額となっております。

次に、51ページにかけての14目定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費は2,244万7,000円です。令和7年度分の所得が前年度に比べ減少したり、扶養親族が増えたことにより、令和6年度に実施した定額減税補足給付金に不足が生じる場合、追加で給付するものでございます。

次に、少し飛んで58ページの3項1目災害救助費は、49万1,000円の計上です。令和5年度に災害援護資金の貸付けを行いました。返済が始まったことにより、24万円の増額となっております。

次に、4款衛生費です。

59ページにかけての1項1目保健衛生総務費は7億2,915万6,000円の計上で、前年度より1,772万1,000円の増額です。

職員の人件費で予算科目の入れ替えで1,247万8,000円の減となっておりますが、18節負担金、補助及び交付金で、野上厚生病院の負担金が病院事業に対する交付税措置で増額されているため、3,019万2,000円の増額となっております。

続いて、60ページにかけての2目予防費は4,062万5,000円で、前年度より1,471万8,000円の増額となっております。

12節委託料で、各種予防接種委託料では、令和7年度から帯状疱疹の予防接種は定期接種となることから、町独自で実施していた任意接種の帯状疱疹予防接種費用の助成は、令和6年度末をもって終了します。定期接種化された帯状疱疹予防接種は、65歳以上の方を対象として978万6,000円の計上、また、昨年6月補正で計上しました新型コロナ予防接種の費用は907万6,000円の計上で、当初予算比較で増額していることが主な増額要因となっております。

次に、少し飛んで、63ページから64ページにかけての5目成人保健対策費は2,519万1,000円の計上で、前年度と比較して、1,014万9,000円の減額です。

1節報酬、3節職員手当等で、会計年度任用職員の人件費が3目母子衛生費に移動したことにより、614万3,000円の減額、また、12節委託料の各種健診委託料では、健診の実績により428万5,000円の減額が主な減額理由でございます。

以上、簡単ですが、3款、4款の保健福祉課関連の予算の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 1時53分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時57分)

黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長（黒崎智帆） それでは、子育て推進課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の48ページをお願いいたします。なお、予算説明資料は58ページからとなりますので、併せて御覧ください。

3款民生費でございます。

1項7目子ども医療費は2,130万円の計上で、前年度より3万3,000円の増額、8目ひとり親家庭医療費は717万5,000円の計上で、前年度より3,000円の減額となっております。

51ページから53ページにかけての2項1目児童福祉総務費は9,002万6,000円の計上で、前年度と比較して、1,804万5,000円の増額です。

これは、5名の職員の人件費を計上しており、前年度比較で、科目の組替えにより職員2名の増に伴い、1,665万円の増額となっていることが主な要因となっております。

また、12節委託料で、新たに医療的ケア児保育支援事業として、255万6,000円を計上しています。これは、こども園に入園する医療的ケアが必要なお子さんに対し、訪問看護師による体調管理などを行うものでございます。

次に、54ページの3目母子福祉費は、昨年度と同様、12万1,000円の計上です。

次に、54ページから56ページにかけての4目こども園費は、2億5,341万7,000円で、前年度と比較して、2,660万8,000円の増額となっています。

主な増額理由として、職員1名の育児休暇後の復帰による人件費などによるものと、14節工事請負費、きみのこども園LED化改修工事に係る1,766万1,000円の計上によるものが主な要因です。

次に、56ページから57ページにかけての5目児童館運営費は768万9,000円で、前年度と比較して、47万6,000円の増額です。

次に、57ページの6目学童保育費は2,960万1,000円で、前年度より77万円の増額です。

12節委託料では、行政事務等包括業務委託料が前年度と比較して80万円増額していますが、これは、保護者の就労状況に即して、学童保育を18時から19時まで延長する費用となります。

続いて、57ページから58ページにかけての7目児童手当費は9,662万6,000円で、前年度と比較し、543万7,000円の増額となっております。

12節電算システム改修委託料で341万円の減額ですが、19節扶助費が909万円の増加となります。これは、令和6年10月から所得制限の撤廃、中学生までから、中学生から高校生世代まで延長、多子世帯へ増額支給等、拡充されたことによるものとなります。

次に、4款衛生費です。

60ページから62ページにかけての4目母子衛生費は3,513万6,000円の計

上で、前年度と比較して、2,266万7,000円の増額となっています。

主な増額理由として、パートタイム会計年度任用職員2人分の人件費、及び2人分の人件費によるものです。昨年当初、担当課で計上していましたが、機構改革に伴い、当課への移管となり、増額となっております。

また、パートタイム会計年度任用職員1人分の人件費は、こどもの発達相談などを通して、よりきめ細かい子育て支援の充実を図るため、発達相談員を雇用し、発達相談体制を整えるため増額しております。

以上、簡単ですが、3款、4款の子育て推進課関連予算の説明とさせていただきます。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは、3款民生費、4款衛生費の住民課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の43ページをお開きください。予算説明資料は52ページからとなります。

3款民生費、1項2目国民年金事務費です。国民年金の受付事務等の予算として、職員1名の人件費と事務費用が主なものとなります。本年度の予算額353万3,000円で、104万6,000円の減額です。職員の人事異動に伴うものとなります。

50ページをお開きください。

11目国民健康保険事業費です。国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。本年度の予算額1億1,419万5,000円で、202万2,000円の減額です。保険基盤安定負担金の減額が主な要因となります。

続きまして、13目後期高齢者医療費です。県後期高齢者医療広域連合への事務費分賦金と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。本年度の予算2億7,406万3,000円で、432万4,000円の増額です。27節繰出金の療養給付費負担金の増額が主な要因となります。

4款に移ります。

予算に関する説明書、59ページをお開きください。説明資料は72ページからとなります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、海南

海草食品衛生協会負担金につきましては、前年度と同額の3万6,000円です。

62ページをお開きください。

1項4目環境衛生費です。

本年度の予算1億4,231万8,000円で、53万5,000円の減額です。職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費や不法投棄ごみ対策に係る経費、五色台広域施設組合負担金、住宅用省エネシステムに係る補助金、老朽危険空家除去工事費補助金、簡易水道事業会計への補助金及び出資金が主なものとなります。

1節報酬から4節共済費までについては、人件費の増額となっております。

次のページで、18節負担金、補助及び交付金は、五色台広域施設組合負担金1,112万6,000円で、60万7,000円の増額。五色台広域施設組合建設負担金は43万3,000円で、12万9,000円の減額となります。増額については、使用割の増加に伴う負担割合の増加、減額については、修繕費用の減額が主なものとなります。

住宅用省エネシステム普及推進事業補助金は80万円の計上で、24万円の減額です。老朽危険空家除去工事補助金は、前年度と同額の1,000万円です。

次のページで、7目診療所費です。予算説明資料は77ページとなります。

国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。本年度の予算4,603万7,000円で、204万3,000円の増額です。人件費の増額が主な要因となります。

続きまして、4款2項1目清掃総務費です。

18節負担金、補助及び交付金が主なものとなります。本年度の予算1億3,182万7,000円で、331万8,000円の増額です。海南海草環境衛生施設組合負担金5,315万9,000円で、281万3,000円の増額。

次のページで、紀の海広域施設組合負担金7,773万6,000円で、63万1,000円の増額です。

続きまして、2目塵芥処理費です。ごみ収集に関連する予算でございます。

本年度の予算7,902万6,000円で、387万7,000円の増額です。

12節委託料のごみ収集委託料3,888万円で60万円の増額、戸別収集業務委託料が新たに280万5,000円計上していることが主な増額要因となります。

戸別収集業務委託料は、家庭から排出されるごみを所定の場所に排出することが困難な高齢者、障害者等、要援護者に対し、町が戸別に家庭ごみを収集することにより、在

宅生活を支援することを目的としております。

次のページ、66ページで、3目し尿処理費です。新たに合併浄化槽を設置したり、単独浄化槽からの転換をする者に対し、補助金を交付するものが主なものとなります。

18節負担金、補助及び交付金1,459万7,000円で、1,000円の増額です。

以上、簡単ではございますが、3款、4款の住民課関連の予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、3款民生費のうち、教育課関係の予算について説明をさせていただきます。前年度当初予算と比較して、増減額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、53ページからになります。予算説明資料では、64ページからでございます。

3款民生費、2項2目青少年対策費で、本年度予算額が1,427万円で、対前年度比83万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、人事異動により担当職員1名分の給与が本年度306万3,000円で、前年度比21万3,000円の増、職員手当が今年度265万5,000円で、37万7,000円の増によるものが主な要因です。

なお、54ページの18節負担金、補助及び交付金に計上してございました道徳教育推進協議会補助金は、事業の性質上、9款の教育費において計上をしております。

また、昨年度まで項目としてございました町子ども見守り隊補助金、県青少年育成協会負担金、海草地方青少年育成推進員等連絡協議会負担金は、青少年育成町民会議補助金に含めて計上をしております。

以上で、3款民生費における教育課関連の予算の説明とさせていただきます。よろしくよろしくお願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） それでは、水道課関連の予算について御説明をさせてい

ただきます。

予算に関する説明書、63ページを御覧ください。

4款衛生費、1項4目18節負担金、補助及び交付金のうち、東部簡易水道事業会計補助金4,232万5,000円につきましては、収益的収支予算で交付金を活用した物価高騰に対する住民支援策として、水道料金の基本料金を3か月減免を行う経費、971万1,000円を含む経常経費の不足額を補助金として計上してございます。

同じく、西部簡易水道事業会計補助金の2,300万円につきましては、収益的収支予算で、東部簡易水道同様に水道料金減免分943万8,000円及び児童手当、企業債利息の交付税算入分を計上してございます。

次に、23節投資及び出資金で、東部簡易水道事業会計出資金3,370万9,000円につきましては、資本的収支予算において、企業債償還等の支出に対する不足額を出資金として計上してございます。

以上、水道課関連の予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長(美野勝男) 次に、第5款から第6款について説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、私からは、5款農業水産業費と6款商工費の産業課関係の予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の66ページを御覧ください。予算説明資料は81ページからとなります。

66ページの下段から67ページにかけて、5款1項1目農業委員会費で2,059万3,000円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。前年度より114万5,000円の増額となっております。主な増減理由は、職員及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の増によるものでございます。

続きまして、67ページから68ページにかけて、5款1項2目農業総務費1,666万6,000円は、人件費や農業関係団体に対する経費でございます。前年度より15万9,000円の減額となっております。主な理由は、人事異動に伴う給料、職員手当及び共済費の減額によるものでございます。

また、18節で昨年度設立しましたきみの有機推進協議会に対する活動補助金としま

して、15万円を計上してございます。これは、国が全農地の25%を有機栽培農地で推進する目標を示してございまして、当町におきましても、今までの慣行農業と並行して有機農業を推進することを目的に設置したもので、その活動費でございます。

続きまして、68ページから69ページにかけて、5款1項3目農業振興費6,164万8,000円は農業の振興に係る経費で、産品加工所、雨山の郷公園の管理運営費に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業などの経費でございます。前年度より17万6,000円増額となっておりまして、主な理由は、69ページの12節の委託料で、農業担い手の受入れを昨年度より2名追加し、4名分として285万円を増額してございます。

次に、69ページから70ページにかけて、18節負担金、補助及び交付金の2行目、中山間地域等直接支払交付金は、対象面積の減少により144万6,000円の減額、5行目で、経営継承応援資金は、農業の親元就農に対する県の補助制度でございまして、50万円を計上してございます。7行目の農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金は、実績に基づきまして、204万9,000円を減額してございます。

少し飛びまして、73ページをお開きください。

73ページの中段で、5款2項1目林業総務費で9,972万3,000円は林業関係全般に係る経費で、職員給与、森林経営管理事業、森林関係団体への補助金などで、産業課と建設課の予算が含まれてございます。

林業総務費は、前年度と比較しまして、1,015万6,000円の増額となっております。増減の理由につきましては、人事異動により、人件費の増額で595万8,000円の増額、74ページの10節の需用費で、重機等の修繕で64万1,000円の増額、12節の委託料の2行目、森林経営調査業務委託料で、授業料の減により728万5,000円の減額、6行目の地域活性化支援業務委託料は、地域おこし協力隊制度を活用し、今年度も2名追加採用し、6名体制とするため、768万8,000円の増額をしてございます。

その下の自伐型林業普及推進支援業務委託料でございしますが、昨年からの業務の内容を一部見直しましたので、87万円を減額してございます。

74ページから75ページにかけて、18節負担金、補助及び交付金で、75ページの上から10行目、森林整備促進事業補助金は、実績に応じ、244万4,000円を減額してございます。

1つ下の紀美野町自伐型林業推進協議会補助金の100万円でございますが、当町では地域おこし協力隊制度を活用し、自伐型林業施業者を10人育てる目標としてございます。今後、この方々に永住して活動していただくためには、自伐型林業推進協議会を立ち上げ、施業林の集積や契約、施業発注等の事務を行い、森林管理を推進するために設置するものでございます。

続きまして、76ページをお開きください。

中段の5款3項1目水産業振興費で、300万円を計上してございます。貴志川活性化に取り組んでいただくために、昨年度と同額としてございます。

次に、5款4項1目山村振興総務費は、産業課とまちづくり課の予算でございまして、産業課は77ページ、18節負担金、補助及び交付金の2行目、県山村振興対策協議会の6万5,000円、次の78ページの紀の国ふるさとづくり協議会の1万円、6行目の町農林商工まつり実行委員会補助金としまして250万円は、各種団体への補助金で、昨年度と変わりございません。

続きまして、6款でございます。

6款1項1目商工振興費で3,324万6,000円は、前年度より227万6,000円減額としてございます。主な理由は、人事異動に伴う人件費で163万9,000円の減額、79ページにいきまして、18節の負担金、補助及び交付金で、昨年度ございましたプレミアム商品券発行事業補助金は、令和7年1月の臨時議会におきましてお認めいただいておりますので、その事業が令和7年度で繰り越して実施するため、今年度の当初からは減額としてございます。

次に、6行目の創業支援事業補助金は、現在6名の方が相談ございまして、現予算では、240万円を増額してございます。

続きまして、6款1項2目観光費は4,360万4,000円で、494万7,000円の増額となっております。主なものは、人事異動に伴う人件費の増額、それから、12節の委託料で昨年予算化していましたが、今年はございませんので、79万5,000円の減額、18節の負担金、補助及び交付金で、81ページの一番下の観光協会補助金は、関西万博における観光協会の活動費及び出展事業者支援などの事業としまして、70万円を増額してございます。

次に、27節の繰出金2,054万1,000円ですが、465万1,000円の増額となっております。これは、のかみふれあい公園の繰出金でございまして、主な増減

理由は、公園の施設使用料の収入で、実績に基づき240万円減額を見込んだことと、歳出で、パートタイム任用職員の人件費が201万1,000円増額となったためでございます。

以上、簡単ではございますが、産業課関連の予算の説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長 (中前貴康) それでは、私のほうからは、建設課関連の主な予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、70ページをお開きください。予算説明資料では84ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項4目耕地総務費でございます。

18節負担金、補助及び交付金1,084万7,000円の中には、土地改良事業団体連合会などの負担金、補助及び交付金43万3,000円を計上しております。

次に、71ページをお開きください。予算説明資料では、85ページを御確認ください。

1項5目農業用施設維持費でございます。農道や農地、用水路などの維持補修工事費1,400万円と、農道舗装の生コンクリートやU字溝などの農業用施設の補修用材料費300万円を計上しております。

次に、1項6目地籍調査事業費でございます。1億3,607万4,000円を計上しております。前年度比9,924万1,000円の増額となっております。令和7年度につきましては、滝ノ川地区の一部、毛原上地区の一部、長谷宮地区の一部の3地区の現地調査を実施する必要な経費を計上しております。

次に、72ページ下段を御覧ください。予算説明資料では、86ページ中段を御覧ください。

1項7目農業用施設整備事業費でございます。

8,819万8,000円を計上しております。前年度より7,619万8,000円の増額となっております。

主なものとしたしましては、12節委託料については、長谷地区にある防災重点農業用ため池である大杖上西池、同じ場所に大杖上東池の2池について、洪水吐等の改修を

行うための測量設計委託料 1,000 万円を計上しております。

次に、14 節工事請負費につきましては、主なものとして、令和 5 年 6 月豪雨災害時に流出した大角地区の渡瀬橋の代替道路としての大角地区農道新設工事費 3,000 万円などを計上しております。

続いて、73 ページ中段を御覧ください。予算説明資料も、同じく 86 ページ下段を御覧ください。

2 項 1 目林業総務費でございます。

建設課関係分の主なものとして、18 節負担金、補助及び交付金のうち、県治山林道協会分担金として 10 万円を計上しております。

続いて、75 ページ中段を御覧ください。予算説明資料では、88 ページ中段を御覧ください。

2 項 2 目林道維持費でございます。本年度 629 万円、前年度比 381 万 3,000 円の減額となっております。減額となっている主な要因といたしましては、道路作業員さんの人件費の入れ替えに伴うものが主な要因となっております。

林道の維持補修に係る工事費 500 万円のほか、アスファルト舗装の補修用レミファルトや凍結防止剤の購入など、維持管理に必要な経費 25 万円を計上しております。

続いて、2 項 3 目林道整備事業費でございます。

本年度 300 万円、前年度比 765 万円の減額となっております。減額となった主なものといたしましては、令和 6 年度をもって、地方創生道整備交付金事業に伴う林道毛原勝谷線道路改良事業などが完了したことが主な要因となっております。

14 節工事請負費 300 万円につきましては、林道真国野田原線舗装工事を実施するための経費を計上しております。

以上、簡単ではございますが、5 款の中の建設課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長 (長生正信) それでは、水道課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、70 ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項4目18節負担金、補助及び交付金で、農業集落排水事業会計補助金1,041万4,000円につきましては、収益的収支の不足額に対して、一般会計から補助を行うものでございます。

23節投資及び出資金で、489万7,000円につきましては、農業集落排水事業の資本的収支予算の企業債償還等の不足額に対する出資金として計上してございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願います。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長(美野勝男) 米田まちづくり課長。

(まちづくり課長 米田和弘 登壇)

○まちづくり課長(米田和弘) それでは、5款、まちづくり課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の76ページから、また、説明資料は89ページからお願いいたします。

5款4項1目山村振興総務費でございます。

移住・定住促進関連事業や各団体への補助金等、また、地域おこし協力隊や集落支援員などに係る経費が主なもので、一部、産業課分の補助金等が含まれてございます。本年度は、1億1,614万6,000円を円を計上しております。前年度より571万3,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、人事異動に伴う職員手当等の人件費や、昨年度は、協力隊2名の卒隊に係る地域おこし協力隊企業支援補助金を計上しておりましたが、令和7年度は対象がないため、減額したことが主な要因となっております。

2節から4節で、職員5名分の給料や諸手当等を計上しております。

なお、3節職員手当等は1,189万1,000円で、前年度比327万3,000円の減額です。10節需用費は405万5,000円の計上です。前年度比61万円の減額となり、協力隊住宅修繕料等の58万5,000円の減額が主なものとなっております。

説明書77ページ、11節役務費は177万3,000円の計上で、前年度比49万7,000円の減額となります。地域おこし協力隊募集に係る広告料の減額が主なものとなります。

12節委託料は2,837万7,000円の計上で、前年度比815万4,000円の増額となります。これは、前年度まで1節報酬で会計年度任用職員として計上しておりました集落支援員3名分を、本年度から集落支援業務委託料として計上したことによるもので、移住案内や地域活性化事業など、土曜、日曜日などに柔軟に活動ができるよう雇成型から委託型へ移行させるもので、集落支援業務委託料892万8,000円を計上してございます。

14節工事請負費は、移住定住推進空き家改修事業の工事費2件分で、前年度と同額の1,440万円の計上となります。

次に、説明書78ページにかけまして、18節負担金、補助及び交付金で、本年度予算2,360万4,000円の計上で、前年度比195万8,000円の減額となります。減額の主なものは、昨年度計上していましたが協力隊員2名の卒隊に係る地域おこし協力隊企業支援補助金200万円の減額で、卒隊見込み者、対象者がいないためでございます。

78ページ、18節上から7つ目、移住定住推進事業補助金は、従前からのNPO法人きみの定住を支援する会への委託料を補助金に移行したもので、50万円の計上。

そこから4つ下の地方就職学生支援金は、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業時に地方へU・I・Jターンすることを促進するため、県内企業における就職活動に参加するための交通費への支援等、それを受けた学生が町内に有する際に係る移転費への支援を行う事業で、12万4,000円の計上でございます。

また、その下のまちづくり推進協議会補助金は、まちづくり部会廃部などによる活動内容の転換により、前年度比50万円減額の200万円を計上、まちづくり支援補助金は、申請実績からの見込みにより、前年度比50万円増額の320万円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、まちづくり課関連の御説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 2時39分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時55分）

次に、第7款から第8款について説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから、建設課関連のものの予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の81ページをお開きください。説明資料では94ページからをお開きください。

7款土木費、1項1目土木総務費でございます。

本年度3,237万6,000円、前年度比1,707万6,000円の増額となっております。こちらの増額となった主な要因は、職員の人件費の入替えに伴うものが主な要因となっております。

13節使用料及び賃借料167万4,000円につきましては、土木積算システムなどの使用料及び賃借料を計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金327万9,000円につきましては、研修や各種協会への負担金、小規模がけ崩れ対策事業に対する負担金を計上しております。

次に、83ページをお開きください。予算説明資料では、95ページをお開きください。

2項1目道路橋りょう維持費でございます。

本年度1億3,102万円、前年度比1,055万1,000円の増額となっております。こちらは、町道等施設の維持管理に関する予算でございます。増額となった主なものといたしましては、町道補修及び舗装や生活関連工事費を2,000万円増額したことが主な要因となっております。

12節委託料263万円につきましては、町道11路線の雑草等刈取委託料を計上しております。

次に、14節工事請負費1億円につきましては、町道施設の維持補修や修繕をするための費用を前年度比2,000万円増額し、計上しております。

次に、15節原材料費430万円につきましては、道路の維持補修に必要な生コンクリート、アスファルト合剤や路面凍結防止剤などの購入費を計上しております。

次に、83ページ下段から85ページを御覧ください。予算説明資料では、96ページをお開きください。

2項2目道路橋りょう新設改良費でございます。

本年度11億5,510万8,000円、前年度比1億1,928万5,000円の増額となっております。これにつきましては、増額となった主なものとしましては、町道釜滝柴目線トンネル工事を行うための必要経費を計上したことが主な要因となっております。

12節委託料6,615万円につきましては、橋梁の長寿命化を目的とした橋りょう定期点検業務委託料1,005万円、橋りょう修繕工事測量設計委託料905万円、町道釜滝柴目線トンネル工事に関連した工事監督支援及び積算技術業務委託料4,000万円などを計上しております。

次に、14節工事請負費10億3,719万6,000円につきましては、町道釜滝柴目線の改良工事として、現在施工中のトンネル工事を含む道路改良工事費7億9,449万6,000円、令和3年度から実施しております町道紀州サン・リゾートラインの舗装補修工事4,000万円、町道のトンネルの修繕工事2,165万円、ロクロシ谷川の改修工事に6,000万円などを計上しております。

次に、21節補償、補填及び賠償金2,569万円につきましては、町道釜滝柴目線道路改良工事に伴い、水道管の移転が必要となったため、移転補償費を計上しております。

次に、85ページ中段を御覧ください。予算説明資料は97ページを御覧ください。

3項1目住宅管理費でございます。

本年度1,893万3,000円、前年度比37万9,000円の減額となっております。

2節給料から4節共済費で、職員1名分の給料や各種手当等を計上しております。

次に、10節需用費で、修繕料600万円を計上しております。これにつきましては、町営住宅の建物や設備の修繕費用でございます。

続いて、13節使用料及び賃借料でございますが、町営住宅の借地料として413万4,000円を計上しております。

次に、87ページをお開きください。予算説明資料では98ページをお開きください。

5項1目建設残土処理費でございます。

本年度4,974万4,000円、前年度比371万1,000円の増額となっております。増額となった主な要因につきましては、人件費の高騰によるものが主な要因となっております。2節給料から4節共済費で、職員1名分の給料や各種手当等を計上しております。

次に、10節需用費で、建設残土処分場に係る公用車の消耗品など、202万6,000円を計上しております。

次に、12節委託料でございますが、水質検査委託料や受け入れた建設残土の敷き均しや転圧、搬入路の埃防止の散水作業など、搬入車両の計測等の管理委託業務などに3,458万9,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、7款の中の建設課の関係予算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、教育課関連の予算説明書の86ページを御覧ください。説明資料は98ページです。

7款土木費、4項公園費、1目公園費についてでございます。

本年度176万円の計上で、前年度比30万8,000円の増額となっております。10節需用費において、トイレと遊具の修繕料を20万円増額したことが主な要因です。

また、11節役務費に計上しておりました遊具点検手数料は、12節委託料において、遊具点検委託料として10万4,000円を計上しております。

以上、簡単ですが、公園費の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、令和7年度予算に関する説明書、88ページから93ページまでの8款消防費、1項消防費、1目常備消防費と2目非常備消防費、3目水防費について、前年度当初予算と比較しながら、主立ったもののみ御説明をさせていただきます。

説明資料は、99ページから106ページとなります。まず、予算に関する説明書8

8ページをお開きください。

1 日常備消防費は、7億1,965万5,000円減額の5億550万3,000円です。

1 節報酬は、パートタイム会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

2 節給料、3 節職員手当等は、職員37名分となります。

8 節旅費が、72万9,000円増額の132万7,000円です。救急救命九州研修所で、新規救急救命士と指導救命士を養成するための研修に要する旅費が増額の主な要因となります。

88ページから89ページにかけて御覧ください。

10 節需用費が、18万7,000円減額の1,413万円です。消耗品費、修繕料が214万6,000円の減額、一方、ガス料金、電気料が197万3,000円の増額となります。

11 節役務費が、106万2,000円増額の413万9,000円です。新庁舎の浄化槽清掃手数料79万2,000円が増額の主な要因です。

89ページから90ページにかけて御覧ください。

12 節委託料が、1,840万3,000円減額の2,015万1,000円です。新消防庁舎が完成したことに伴い、新築工事監理業務委託料や旧庁舎からの機器移設業務委託料が不要となったためであります。

なお、旧庁舎解体撤去設計監理委託料1,596万2,000円を新たに計上させていただきました。

14 節工事請負が、6億1,217万8,000円減額の7,800万円です。新消防庁舎の令和6年度分の新築工事費と光ファイバー引込工事費、合わせて6億8,917万8,000円の減額、新たに、旧庁舎解体撤去工事費7,700万円を計上させていただきました。

15 節原材料費は27万5,000円です。防火水槽看板作成資材の経費となります。

17 節備品購入費が、3,176万8,000円減額の1,222万4,000円となります。減額の主な要因は、新消防庁舎が竣工し、什器類等の関連備品の購入が完了したためであります。

90ページから91ページにかけて御覧ください。

18 節負担金、補助及び交付金は、6,551万8,000円減額の8,156万3,0

00円です。消防指令システムの更新が完了したことから、消防通信指令事務協議会負担金が1億2,747万8,000円の減額、一方、消防救急デジタル無線推進協議会負担金が5,930万4,000円の増額、また、新たに新規救急救命士と指導救命士養成負担金243万5,000円を計上させていただきました。

次に、2目非常備消防費であります。3,327万9,000円増額の1億1,057万8,000円です。

1節報酬が379万9,000円増額の2,180万5,000円です。増額の主な要因は、団員階級の報酬を2万4,000円から3万6,500円に、班長階級は2万5,000円から3万7,000円に、部長階級は2万7,000円から3万7,500円に、副分団長階級は3万円から3万8,000円にそれぞれ引き上げるためでございます。

7節報償費が、170万円減額の1,980万2,000円です。令和7年度は消防操法大会が開催されませんので、それに伴う訓練手当と出場報酬が減額の主な要因です。

8節旅費は34万5,000円の増額です。消防団幹部研修に要する旅費となります。

91ページから92ページにかけて御覧ください。

10節需用費は、206万7,000円減額の384万3,000円です。消防操法大会出場に伴う訓練用品が不要であるのと、車検対象車両減少に伴う修繕費の減額が主な要因です。

11節役務費は43万5,000円の減額です。車検対象車両の減少に伴うものです。

12節委託料は、474万7,000円増額の563万4,000円です。新たに、第13分団庫建設工事設計監理委託料を計上させていただきました。

13節使用料及び賃借料は、190万円増額の282万9,000円です。消防団員の方々の利便性向上に向けた情報伝達ソフト導入費用が増額の主な要因です。

14節工事請負費は、4,097万4,000円増額の4,144万1,000円です。第13分団庫建設工事費を計上させていただきました。

17節備品購入費は1,295万2,000円の減額です。小型動力ポンプ積載車の整備予定がないためでございます。

93ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金は、120万5,000円減額の1,157万8,000円です。消防団員の定数の変更により、退職報償、公務災害補償、福祉共済の掛金が減額するものです。

26節公課費は16万4,000円の減額です。車検対象車両の減少によるものです。次に、3目水防費であります。1万5,000円の増額です。増額の要因は、砂の単価の高騰に伴うものです。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長(美野勝男) 次に、第9款から最終まで説明を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) それでは、9款教育費を説明させていただきます。前年度当初予算と比較して、増減額の多いものを中心に説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、93ページからになります。予算説明資料では、107ページからでございます。

9款教育費、1項1目教育委員会費は本年度164万5,000円で、昨年度とほぼ同様の予算となっております。

94ページから95ページにかけて、2目事務局費は、本年度7,062万5,000円で、対前年度比179万2,000円の増となっております。職員及び会計年度任用職員の人件費につきまして、報酬、給料、手当等で159万6,000円の増額となっております。

また、95ページの13節使用料及び賃借料において、公用車の更新について、リース料として68万円を計上し、増額となっております。

続いて、98ページにかけて、3目教育諸費では、本年度予算額が1億7,956万5,000円で、対前年度比9億1,468万9,000円の大幅減となっております。給食調理場の完成による工事請負費の減、並びに、中学校統合による委託料の減額が主な要因です。

1節から4節においては、給食調理場の稼働に伴い、8月以降の職員及び会計年度任用職員の給食調理員の人件費を計上しておりますので、1節報酬では1,453万8,000円の増、2節給料で569万9,000円の増、3節職員手当等で602万円の増、4節共済費で162万4,000円の増となっております。

また、96ページの10節需用費におきましても、8月以降の給食材料費を計上して

おりますので、1,810万9,000円の増となっております。

しかしながら、97ページにかけての12節委託料では、中学校統合に伴う通学支援バスの廃止及び給食調理場建築工事管理委託料の皆減により、1,571万円の減、また、給食調理場建築工事が完了することに伴い、14節工事請負費において9億505万円の減額、17節備品購入費において、4,518万3,000円の減額となっております。

続きまして、98ページから100ページにかけて、2項小学校費、1目学校管理費です。

本年度予算額が8,683万3,000円で、対前年度比3,669万4,000円の減となっております。給食調理場が本稼働することに伴い、正職員及び会計年度任用職員の給食調理員の人件費と給食材料費について、8月以降の経費を、先ほどの1項3目教育諸費に計上したことが減額の主な要因です。

給食調理場の稼働に伴い、給食調理に係る職員人件費につきまして、4月から7月までの計上となっておりますので、1節報酬で843万7,000円の減、2節給料で750万8,000円の減、99ページの3節職員手当等で524万円の減、4節共済費で209万4,000円の減額計上となっております。

また、10節需用費も給食材料費を4月から7月までの3か月間のみの計上となっており、2,361万7,000円の減額計上となっております。

100ページの委託料の行政事務等包括業務委託料につきましても、8月以降の給食配送委託分を1項3目教育諸費に計上しているため、130万3,000円の減額となっております。

14節工事請負費については、下神野小学校の遊具設置工事費で1,000万円、同校の屋外時計更新工事100万5,000円で、884万9,000円の増額となっております。

続いて、101ページにかけて、2目教育振興費です。

本年度予算額が1,144万2,000円で、対前年度比2,541万5,000円の減となっております。小学校で使用するiPadの更新について、令和6年度、165台分の購入費用が皆減したことが主な減額の要因です。

なお、令和7年度も小学校分、残りの100台を整備する予定ですが、県の共同調達事業のリースにより整備する予定でございます。

10節需用費では、昨年度整備したiPadの周辺機器消耗品分で、365万5,000円の減額となっております。

また、101ページの13節使用料及び賃借料では、本年度整備予定のiPad100台分のリース料を計上しております。

17節備品購入費においては、2,349万5,000円の減額で、昨年度購入したiPad165台分の購入費用が皆減したことによる減額でございます。

続きまして、102ページにかけて、3項中学校費、1目学校管理費です。

本年度予算額が1,641万3,000円で、対前年度比1億5,473万9,000円の大幅減となっております。令和6年度に実施の紀美野中学校改修工事及び工事監理委託分、野上中学校技術室改修工事及び設計監理委託料分が皆減したこと、並びに、中学校統合により、現在の美里中学校運営経費分が削減されることが減額の主な要因となります。

人件費では、統合により、美里中学校の養護、事務補助員2名の会計年度任用職員の報酬、通勤手当で629万5,000円の減額となっております。

10節需用費は615万円で、350万5,000円の減、102ページ、11節役務費は110万4,000円で、83万6,000円の減、いずれも美里中学校分の減額でございます。

12節委託料は626万4,000円で、519万5,000円の減、主に紀美野中学校改修工事管理委託料の皆減と野上中学校技術室改修工事設計監理委託料の皆減によるものでございます。

13節使用料及び賃借料は201万6,000円で、147万1,000円の減です。美里中学校分の減額によるものでございます。

なお、本年度は14節工事請負費の計上はなく、紀美野中学校改修工事及び野上中学校技術室改修工事分1億3,695万6,000円が皆減をしております。

続いて103ページ、2目教育振興費です。

本年度予算額が944万4,000円で、対前年度比1,645万7,000円の減となっております。中学校で使用するiPadの更新について、令和6年度155台分の購入費用が皆減したことが主な減額の要因です。

10節需用費は105万7,000円で、昨年度整備したiPadの周辺機器消耗品分の減額が大きく、371万6,000円の減額となっております。

17節備品購入費は、中学校の教科書改訂年度であるため、教員用の指導書等購入費用等で431万9,000円の計上です。前年度比1,082万9,000円の減額となっております。令和6年度整備のiPad155台分の購入費用が皆減となったためでございます。

続きまして、104ページにかけて、4項社会教育費、1目社会教育総務費です。

本年度予算額が2,134万円で、対前年度比38万1,000円の減額となっております。職員人件費につきまして、会計年度任用職員の人件費が99万7,000円増加しておりますが、旧セミナーハウス管理が企画管財課に移管となったため、需用費、役務費、委託料、借地料等で130万2,000円の減額となっております。

続いて、105ページ、2目生涯学習振興費は、例年とほぼ同様の計上となっております。

3目公民館費は、本年度3,550万6,000円で、対前年度比259万2,000円の増額です。会計年度任用職員の人件費の増額により、1節報酬、3節職員手当等で202万8,000円の増、中央公民館図書管理システムの更新に伴う保守料と機器等借上料で、118万円の増となっているのが増額の主な要因です。

107ページの4目人権教育費は、本年度695万3,000円、対前年度比154万4,000円の減となっております。機構改革により、人権啓発事業が総務課に移管したため、12節委託料において、人権啓発事業委託料150万円、人権啓発講習委託料40万円が皆減となっておりますためでございます。

108ページにかけて、5目文化財保護費です。

本年度183万7,000円、対前年度比60万5,000円の増です。

14節工事請負費において、動木地内のニホンアカガエル及び菅沢地内の庄屋弥一郎の碑についての看板設置費用を47万3,000円新規計上したことが主な増額の要因です。

6目放課後子ども総合プラン事業費は、ふれあいルーム及び学習サポート事業に係る予算で、本年度206万1,000円、対前年度比44万5,000円の増額で、ふれあいルームにおいて、指導員を1名増員したことによる人件費の増が主な要因です。

110ページにかけて、7目星の動物園管理運営費は、本年度予算額が6,473万円で、対前年度比440万8,000円の増となっております。主な増額の要因は、12節委託料において、警備委託及び雑草刈取り範囲の見直しにより593万8,000

円の減額とはなっておりますが、105センチ大型望遠鏡駆動系の不具合を改善するための修繕が必要になったため、10節需用費が908万3,000円増額となったことによるものでございます。

続きまして、111ページにかけて、8目文化センター管理運営費は、本年度予算額が3,246万1,000円で、対前年度比67万8,000円の減となっております。主な要因は、事務員のパートタイム会計年度任用職員が、昨年度末で1名退職されたことによるものでございます。

111ページ下段から112ページにかけて、9目真国区民センター運営費は、本年度214万1,000円で、前年度とほぼ同様の計上になっています。

続いて、113ページにかけて、10目自然体験世代交流センター管理運営費は、本年度542万6,000円、前年度比37万1,000円の増額計上です。主に、会計年度任用職員の人件費及び電気代の電気料の高騰によるものでございます。

続いて、114ページにかけて、5項保健体育費、1目保健体育総務費で、本年度予算額が2,453万円で、対前年度比286万9,000円の増となっております。職員人件費につきまして、人事異動により、給料、職員手当等、共済費において、276万4,000円の増額となったことが主な要因です。

続きまして、115ページにかけて、2目体育施設管理運営費は、本年度予算額が4億7,635万2,000円で、対前年度比1億4,924万9,000円の増となっております。主な要因は、スポーツ公園リニューアル事業に係る予算で、12節委託料では、前年度計上の設計業務に係る費用8,600万円が皆減し、本年度は工事監理に係る費用2,017万3,000円を計上しており、委託料が6,592万7,000円減となりましたが、14節工事請負費にリニューアル工事に充てるための費用を、前年度比2億1,582万7,000円増の4億2,982万7,000円を計上したためでございます。

以上、簡単でございますが、9款教育費の予算説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長 (中前貴康) それでは、私のほうから、建設課関連のもの予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の115ページをお開きください。予算説明資料では、136ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

本年度2億1,642万円、前年度比1億2,640万円の増額となっております。これにつきましては、令和5年6月豪雨災害に被災した町道等の道路関係施設9件を復旧するための工事請負費を計上しております。

次に、116ページをお開きください。

1項2目河川災害復旧費でございます。

本年度1億3,270万円、前年度比1億3,270万円の皆増となっております。これにつきましても、同じく、令和5年6月豪雨災害に被災した町管理河川等施設24件を復旧するための工事請負費を計上しております。

次に、117ページを御覧ください。

2項1目農地農業用施設災害復旧費でございます。

本年度25万2,000円、前年度比13万2,000円の増となっております。こちらにつきましては、災害に備えての科目設定でございます。

次に、2項2目林業施設災害復旧費でございます。

本年度25万2,000円、前年度比13万2,000円の増となっております。これにつきましても、同じく災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単ではございますが、10款の中の建設課の関係予算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長 (曲里充司) 予算に関する説明書の118ページを御覧ください。

11款公債費、1項1目の元金では、前年度と比較して、1億415万2,000円減額の9億8,828万6,000円の計上となっております。2目の利子では、2,995万1,000円増額の5,573万5,000円を計上してございます。

続きまして、12款諸支出金です。

1項1目の財政調整基金費は、112万5,000円増額の積立金164万8,000円、2目の減債基金費は9万4,000円増額の積立金11万円、3目の土地開発基金

費は5万9,000円増額の積立金7万9,000円、4目の上芝貞夫文化・教育振興基金費は2万5,000円増額の積立金4万4,000円、5目の合併振興基金費は38万3,000円増額の積立金72万9,000円。

119ページにわたりまして、6目のふるさとまちづくり応援基金費は、34万7,000円増額の積立金1億38万6,000円、7目の福祉基金費は2,000円増額の積立金5,000円、8目の中山間ふるさと・水と土保全対策基金費は、1万2,000円増額の積立金1万8,000円、9目の森林環境譲与税基金費は、931万8,000円増額の積立金4,635万4,000円、10目の公共施設等整備基金費は、99万8,000円増額の積立金134万4,000円、11目の地上デジタル放送中継施設基金費は、4万円増額の積立金2,004万円を計上してございます。

最後に13款予備費、1項1目の予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上としてございます。

なお、120ページから123ページにかけましては給与費明細書を、124ページから125ページにかけましては債務負担行為で、翌年以降に渡るものについての前年度末までの支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、126ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書を掲載してございますので、御高覧賜りたいと存じます。

それでは、令和7年度紀美野予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為についてでございます。

長期総合計画策定事業で、期間は令和8年度で、限度額が354万5,000円でございます。

次に、男女共同参画基本計画策定事業で、期間は令和8年度で、限度額は208万円、高齢者福祉介護事業計画策定事業で、期間は令和8年度で、限度額は434万5,000円、移動販売支援事業で、期間は令和8年度から令和11年度までで、限度額はそれぞれ120万円でございます。

総合福祉センター空調照明設備更新事業で、期間は令和8年度で、限度額は396万円、3トンドンプ購入事業で、期間は令和8年度で、限度額は1,100万円でございます。

続きまして、第3表、地方債についてでございます。

起債の目的欄の辺地対策事業債は、限度額を1,080万円、過疎対策事業債は限度

額を6億5,270万円、一般単独事業債では、限度額を6億4,270万円、災害復旧事業債では、限度額を1億9,830万円に設定するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行でございます。

利率につきましては、5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率となります。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する者による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができるものがございます。

以上で、令和7年度一般会計当初予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、一般会計の説明が終わりました。

◎日程第37 議案第34号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第38 議案第35号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第39 議案第36号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第37、議案第34号、令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第39、議案第36号、令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、議案第34号から議案第36号の特別会計予算について御説明させていただきます。

令和7年度紀美野町予算書の9ページをお開きください。

議案第34号、令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

令和7年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,569万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の129ページをお開きください。予算説明資料は137ページからとなります。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算1億8,661万8,000円で、1,264万3,000円の減額です。被保険者数の減少によるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料は、本年度予算2万2,000円で、2,000円の増額です。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、本年度予算9億1,375万2,000円で、314万9,000円の減額です。1節普通交付金の減額が主な要因となります。

次のページで、2目財政対策補助金は本年度予算400万円で、前年度と同額です。町単独事業影響分として、一般会計から繰り出す分と同額を財政対策補助金として交付されるものです。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、本年度予算29万2,000円で22万円の増額です。財政調整基金の預金利子です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度予算1億1,419万5,000円で、202万2,000円の減額です。1節及び2節保険基盤安定繰入金の減額が主な要因となります。

次のページ、131ページで、2項1目財政調整基金繰入金は本年度予算2,516万円で、2,504万3,000円の増額です。歳出に対する予算不足を補うための繰入金です。

6款繰越金、1項1目前年度繰越金と7款諸収入、延滞金は、前年度と同額の計上です。

7款2項1目第三者納付金は150万円で、150万円の減額です。実績等を勘案し、減額しています。

2目返納金は本年度予算1,000円で、前年度と同額です。

歳出でございます。

132ページをお開きください。予算説明資料は140ページからとなります。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務に係る職員の人件費、委託料、負担金等が主な内容です。本年度予算2,605万6,000円で、10万6,000円の減額です。前年度実施したマイナ保険証に係る委託料の電算システム改修委託料の減額が主な要因となります。

次のページで、2項1目賦課徴収費は、主に国保税の賦課及び徴収に係る予算です。本年度予算255万7,000円で、35万9,000円の増額です。

3項1目運営協議会費は今年度予算6万5,000円で、前年度と同額です。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は、本年度予算7億5,300万円で100万円の減額です。一般被保険者の疾病・負傷に対する保険者負担費用で、令和6年度の実績見込みを基に推計しております。

2目一般被保険者療養費は、本年度予算900万円で50万円の減額計上です。主に一般被保険者の柔道整復、マッサージ、鍼灸等に対する負担費用で、令和6年度の実績見込みを基に推計しております。

次のページ、134ページで、3目審査支払手数料は、本年度予算263万円で1万8,000円の減額です。レセプトの審査支払手数料です。

2項1目一般被保険者高額療養費は、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担とするものです。本年度予算1億1,600万円で、100万円の減額です。

2目一般被保険者高額介護合算療養費は、本年度予算25万円で、前年度と同額です。医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、その超えた分

を保険者が負担する費用となります。

3項1目一般被保険者移送費は、本年度予算1万円で、前年度と同額です。災害現場など、特殊な場所から重病人を移送する場合などの保険者負担費用となります。

次に、4項1目出産育児一時金です。本年度予算300万2,000円で、前年度と同額です。

次のページで、5項1目葬祭費は、本年度予算75万円で、前年度と同額です。

6項1目傷病手当金は、本年度予算2万円で、2万8,000円の減額です。給与収入がある国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務を行うことができない場合に支給されるもので、この制度は、令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染した方が対象でしたが、保険給付は2年間遡ることができるため、本年度も計上しております。

3款国民健康保険事業納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算2億907万1,000円で、1,675万4,000円の増額です。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算6,185万1,000円で、444万9,000円の減額です。

次のページ、136ページで、3項1目介護納付金分につきましても、本年度予算1,887万2,000円で、155万6,000円の減額です。なお、県納付金の合計額は2億8,969万4,000円で、1,074万9,000円の増額となっております。増額の要因は、医療給付費の増額となります。

4款保健事業費、1項1目疾病予防費は、本年度予算1,176万7,000円で、220万2,000円の減額です。重複・多剤服薬者通知業務委託料が国保連合会に委託となったことにより、減額となっています。

続きまして、2項1目特定健康診査等事業費でございます。

本年度予算1,448万2,000円で、30万6,000円の減額です。国保保健事業に係る予算で、保健指導や特定健診受診勧奨等の事業を行います。人件費及び特定健診等業務委託料が主なものとなります。

次のページ、137ページで、5款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金は、本年度予算29万2,000円で22万円の増額です。財政調整基金の預金利息を見込んでいます。

6款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税等還付金及び還付加算金は、本年度予算

55万円で、前年度と同額です。

次のページで、2項1目繰出金は本年度予算1,456万6,000円で、21万7,000円の減額です。国民健康保険診療所事業特別会計に診療所運営費として繰り出すもので、令和6年度の特別調整交付金を基に計上しております。

7款予備費、1項1目予備費は本年度予算100万円で、前年度と同額です。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号について御説明させていただきます。

令和7年度紀美野町予算書の13ページをお開きください。

議案第35号、令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和7年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ9,890万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の145ページをお開きください。予算説明資料は147ページからとなります。

歳入でございます。

1款診療収入、1項1目外来収入です。本年度予算3,605万4,000円で、前年度と同額を計上しています。

2款分担金及び負担金、1項1目診療所費負担金は、診療所送迎タクシー利用負担金で、前年度と同額の13万2,000円を計上しています。

3款使用料及び手数料、1項1目文書料も、前年度と同額の19万2,000円を計上しています。

4款県支出金、1項1目へき地診療所対策費補助金、本年度予算149万5,000円で、23万7,000円の増額です。1節へき地診療所設備整備事業補助金の増額分

となります。

次のページで、2目和歌山県医師少数区域等勤務医支援事業補助金は、令和4年度に当町診療所医師が医師少数区域経験認定医師に厚生労働大臣から認定されたことに伴い、研修受講費や専門書購入経費について、和歌山県より医師少数区域等勤務支援事業補助金の交付を受けるもので、9万9,000円を計上しています。

続きまして、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算4,603万7,000円で、204万3,000円の増額です。人件費及び施設管理等に充当するものです。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度予算1,456万6,000円で、21万7,000円の減額です。僻地診療所運営に係る調整交付金で、令和6年度の実績値を基に計上しています。国保特会からの繰入金です。

6款繰越金、1項1目繰越金と、7款諸収入、1項1目雑入は、前年度と同額を計上しております。

続いて、歳出でございます。

147ページをお開きください。予算説明資料は149ページからとなります。

1款総務費、1項1目一般管理費です。この予算は、町内4診療所を運営するための人件費や施設管理運営費、各種業務委託費、関連団体負担金等が主なものでございます。本年度予算7,005万5,000円で、351万7,000円の増額です。人件費の増額が主な要因です。

続きまして、149ページの2款医療費、1項1目医療用機械機器費です。本年度予算513万2,000円で146万8,000円の減額です。

13節使用料及び賃借料で、現在の医療機器等の利用客数に合わせ、138万6,000円を減額しています。

17節備品購入費は、薬剤の印字機能付き分包機を更新するものとなります。

2目医療用消耗品費、3目医薬品衛生材料費、4目検査費は、前年度と同額を計上しております。

5目研究研修費は、本年度予算22万3,000円で、8,000円の増額です。主に医師少数区域経験認定医師に認定されている診療所医師の研究や研修に係る費用で、医薬書の購入経費や研修参加負担金、研修旅費などです。13節使用料及び賃借料を除き、和歌山県の補助対象経費となっております。

次のページ、150ページで、3款予備費、1項1目予備費は、前年度と同額の10

0万円を計上しております。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和7年度国民健康保険診療所事業特別会計の当初予算についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案36号について御説明させていただきます。

令和7年度、紀美野町予算の予算書の17ページをお開きください。

議案第36号、令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,695万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の157ページをお開きください。予算説明資料も157ページからです。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料は、本年度予算1億4,901万9,000円で、841万3,000円の増額です。1節現年度分において、833万8,000円の増額を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料は5,000円の計上です。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度予算2億7,152万6,000円で、435万9,000円の増額です。療養給付費繰入金の増額が主な要因となります。

4款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金として、前年度と同額の180万円を計上しています。

5款諸収入、1項1目延滞金、次のページの2目過料とも、前年度同様1,000円ずつ、計2,000円の計上です。

2項1目総務費受託事業収入は、本年度予算1,430万1,000円で、18万円の減額です。令和3年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合より委託され、実施しております保健事業と介護予防の一体化事業に係る高齢者保健事業受託料です。

3項1目保険料還付金は、歳出還付した際の広域連合からの還付金として29万円、2目還付加算金は1万円で、いずれも前年度と同額です。

歳出へ移ります。

159ページをお開きください。予算説明資料も159ページからです。

1款総務費、1項1目一般管理費は本年度予算1,675万4,000円で、29万9,000円の増額です。人件費の増額が主な要因です。

2項1目徴収費は本年度予算169万7,000円で、42万5,000円の増額です。次のページで、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算4億243万6,000円で、1,292万3,000円の増額です。主に保険料徴収分の増額によるものです。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費は、本年度予算1,476万6,000円で105万4,000円の減額です。人事異動による減額と消費税納付金の発生による増額が主な要因となります。

次のページ、161ページ、4款諸支出金、1項1目保険料等還付金及び還付加算金は、前年度と同様の30万円です。

次のページで、5款予備費、1項1目予備費につきましても、前年度と同額の100万円を計上しております。

次のページより、本特別会計に係る職員の給与費明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

◎日程第40 議案第37号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第40、議案第37号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、予算書の21ページをお開きください。

議案第37号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計。

令和7年度紀美野町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億7,310万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の169ページをお願いします。また、予算説明資料は163ページからとなります。

歳入でございます。

なお、説明は、項ごとにさせていただきます。

1款介護保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者保険料2億7,386万2,000円の計上です。

2款使用料及び手数料、1項手数料は計4,000円の計上で、証明手数料、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は2億9,466万1,000円の計上で、介護給付費の国負担分です。保険給付費等の減少に伴い、前年度と比較し、439万6,000円の減額となっております。

次に、170ページにかけての2項国庫補助金は、計1億8,929万9,000円の計上です。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、計4億5,776万1,000円の計上で、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号の被保険者負担分です。

次に、5款県支出金、1項県負担金は2億4,717万3,000円で、介護給付費の県負担分となります。

第2項県補助金は計839万円の計上で、各地域支援事業に係る県の負担分となります。

171ページを御覧ください。

6款財産収入、1項財産運用収入は26万6,000円の計上です。介護給付費準備基金の利子を計上したものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、計2億7,789万3,000円の計上です。介護給付費、各地域支援事業、事務費、低所得者保険料軽減のための町負担分を繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金は1,416万2,000円の計上です。

172ページにかけての8款繰越金、1項繰越金は、昨年度同額の1,000円を計上しております。

9款諸収入、1項延滞金加算及び過料についても、昨年度同額の計1万1,000円の計上です。

2項雑入は計962万1,000円の計上で、滞納繰越分、第三者納付金、返納金、各介護予防のケアプランの作成報酬によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。目ごとに説明させていただきます。

173ページから174ページにかけての1款総務費、1項1目一般管理費は3,676万1,000円で、前年度と比較し、138万円の増額です。人事院勧告に伴う人件費の増額が主な要因でございます。

2項1目賦課徴収費は、144万5,000円の計上です。

次に、175ページにかけての3項1目介護認定審査会費は301万5,000円、2目認定調査等費は942万6,000円の計上です。

続いて、176ページにかけての2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は計14億9,503万2,000円の計上で、対前年度と比較し、1,398万1,000円の減額となっています。

3目施設介護サービス給付費は増額見込みですが、1目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護、通所介護の利用が減少しており、減額の主な要因となっています。

次に、177ページにかけての2項介護予防サービス等諸費は計6,542万4,000円の計上で、前年度から比較し、492万7,000円の増額となっています。

1目の介護予防サービス給付費では、訪問リハビリや福祉用具の貸与などのサービス

の利用者が増加しており、増額の主な要因となっています。

続いて、3項1目審査支払手数料は129万6,000円、4項1目高額介護サービス費は4,310万4,000円、5項1目高額医療合算介護サービス費は488万4,000円の計上です。

178ページの6項特定入所者介護サービス等費は計5,744万4,000円の計上です。所得の低い方が施設入所する場合、食事や部屋代の負担の軽減を図るものですが、対象者の減少により、前年度より804万9,000円の減額となっています。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費は計1,812万円の計上で、給付実績を踏まえ、357万1,000円の減額としております。

179ページにかけての2項1目一般介護予防事業費は1,001万3,000円の計上で、前年度と比較し、354万5,000円の増額です。保健師1名の人件費のほか、いきいき百歳体操などを実施するための費用を計上しておりますが、職員の異動に伴う人件費の増額が主な要因となっています。

次に、180ページにかけての3項1目総合相談事業費は806万円の計上です。社会福祉士の職員1名の人件費が主なもので、包括的な相談窓口として各種サービスにつないでいるところです。

2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は586万6,000円の計上で、主任ケアマネ資格のある職員を置き、介護支援専門員の支援や関係機関や多職種との連携を図っています。

次に、181ページにかけての3目任意事業は788万2,000円の計上で、前年度と比較し、356万2,000円の増額です。緊急通報システム保守管理委託料を一般会計から移行し、より有利な国・県の補助を受け、実施するものです。また、緊急時の通報は押しボタン式の装置を貸与するだけでしたが、その方の心身の状態に応じ、人感センサーでの通報も選択できるようにします。

4目在宅医療・介護連携推進事業費は229万6,000円の計上で、海南市と共同で医療法人に委託し、在宅医療・介護を提供するための体制づくりに努めます。

5目生活支援体制整備事業費は46万7,000円の計上。

次に、182ページの6目認知症総合支援事業費は36万6,000円、7目地域ケア会議推進事業費は31万円1,000円の計上です。

4項1目審査支払手数料は11万8,000円の計上です。

183ページにかけての4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は26万6,000円の計上で、基金利息分の再積み分でございます。

5款諸支出金、1項1目保険料等還付金及び還付加算金は50万円、6款1項1目予備費は100万円で、昨年度と同額を計上しています。

なお、184ページから187ページにかけて給与費明細書をつけておりますので、御高覧ください。

以上、簡単ですが、議案第37号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第41 議案第38号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第41、議案第38号、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算についてを議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） 私のほうからは、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について説明させていただきます。

それでは、予算書の25ページをお開きください。

議案第38号、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,783万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の191ページをお開きください。説明資料は179ページからとなりますので、併せて御覧ください。

なお、説明につきましては、各目単位で説明させていただきますので、よろしくお願

いたします。

2、歳入でございます。

1款1項1目観光施設等使用料は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料で、昨年度より240万円減額の2,500万円を計上してございます。これは、パークゴルフの利用者等が他の市町村の施設に分散していることや、猛暑による利用控えによる当初比較で減額を見込んでございます。

続きまして、1款2目の農林業施設使用料の90万円は、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂コーナーの施設のテナント料でございます。

次に、2款1項1目一般会計繰入金2,054万1,000円を計上してございまして、施設使用料の収入の減及び人件費の増により、昨年度より465万1,000円を増額してございます。

続きまして、3款1項1目繰越金、本年度の10万円は、昨年度からの繰越金でございます。

4款1項1目施設管理受託事業収入の9万9,000円は、県と町で共通管理する上水道の受水槽管理の費用に対し、県から受託金を頂くものでございます。

続きまして、4款2項1目雑入の119万5,000円は、108万9,000円を増額を見込んでございます。これは、昨年度補正予算でお認めいただきました遊具の修理に係る支援で、子ども活動支援金を昨年度に引き続き申請するものでございます。

以上、収入の説明とさせていただきます。

続きまして、192ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の4,669万6,000円は、ふれあい公園に関する運営管理費の全般の経費でございます。前年度より336万円の増額となっておりまして、主な増減理由についてのみ説明させていただきます。

人件費で201万1,000円増額してございまして、1節の報酬、3節の職員手当、4節の共済費でそれぞれ増額となっております。

次に、10節の需用費の中の修繕費で215万円でございますが、このうち100万円につきましては遊具の部分改修費で、歳入で説明させていただきました子ども活動支援金の事業でございます。

続きまして、193ページの下段、2款1項1目の元金で13万8,000円、2目

で利子として1,000円を計上しています。これは、平成30年の台風で破損したパークゴルフ場の料金所の屋根を改修するために借り入れた地方債の償還金と支払利息でございます。

続きまして、194ページをお開きください。

3款1項1目の予備費でございます。昨年度と同様に100万円を計上してございます。

次の195ページには、ふれあい公園会計の職員の給与明細書、次の200ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書を添付してございますので、御高覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(産業課長 吉見将人 降壇)

◎日程第42 議案第39号 令和7年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について

◎日程第43 議案第40号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について

◎日程第44 議案第41号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○議長(美野勝男) 日程第42、議案第39号、令和7年度紀美野町農業集落排水事業会計予算についてから、日程第44、議案第41号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) それでは、予算書29ページをお開きください。

議案第39号、令和7年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について説明させていただきます。

第1条は総則でございます。

第2条は、主な業務の予定量を定めており、接続戸数は209戸、年間排水量は4万8,700立方メートル、1日平均排水量は133立方メートルを予定しております。主な工事につきましては、県道奥佐々阪井線道路改良に伴い、VU管150ミリを20メートル布設替えを行うもので、500万円を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

主な内容について説明させていただきますので、予算説明書の199ページを参照いただければと思います。説明資料につきましては、183ページからとなっております。

なお、今年度は公営企業法適用後初めての決算でもあることから、支援業務委託費を計上しております。財源につきましては、条文により定めることになっており、公営企業会計適用債110万円を借り入れるものでございます。

それでは、収入でございます。

第1款は、農業集落排水事業の収益の総額を2,942万5,000円と定めるものでございます。

第1項営業収益は主に施設使用料で、824万2,000円で、ほぼ横ばいの状況にあります。

第2項営業外収益は2,118万3,000円で、一般会計補助金や現金の収入はございませんが、長期前受金戻入等で、今年度は支出で御説明いたしますが、国から策定を求められている適正化計画の業務委託に対する交付金700万円を計上してございます。

また、今年度は建設改良工事があることから、消費税の還付を見込んでおります。

次に、支出として、農業集落排水事業費用の総額を3,783万1,000円と定め、第1項営業費用は3,708万6,000円でございます。営業活動に係る費用として、1目管渠費で146万8,000円で42万円の増、管路の維持管理や修繕、ポンプの動力費を計上してございます。

修繕費は昨年度、2目処理場費に一括計上していたため、適正科目への振分けによる増となっております。

2目処理場費は813万5,000円で、33万7,000円の増、施設の動力費、維持管理費、水質検査委託料などを計上してございます。

3目業務及び総係費は1,676万円で、606万7,000円の増、人件費、保険や会計・料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。昨年度と比較して増額となっておりますのは、11節委託料で維持管理適正化計画策定業務委託料の700万円の計上です。財源につきましては、収入の国庫補助金、農山漁村地域整備交付金が全額充当されております。

この計画は、全国的にも平成初期に建設された施設が非常に多く、一定の経過年数を経て、人口減少などの社会情勢から、統廃合などを含め、維持管理の効率や機能強化を実施し、安定した施設運営を行うための計画で、本来は令和4年度と令和5年度で施行

した機能強化工事の採択要件にもなっているものでございますが、前倒しでの事業採択が認められたため事業完了後となりますが、必須要件であることから作成するものでございます。

4目は減価償却費で、1,042万6,000円の計上です。現金の支出はないものでございます。

5目資産減耗費の固定資産除却費29万7,000円につきましては、県道の改良に伴う排水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちらも現金の支出はありません。

第2項営業外費用は44万5,000円で、主には企業債利息を計上してございます。

第3項は、予備費30万円を計上してございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款は、資本的収入の総額を979万7,000円と定めるものでございます。

第1項企業債、150万円の計上です。今年度工事の起債対象額を計上してございます。

第2項出資金489万7,000円につきましては、建設改良工事の町単独分及び企業債償還金に対する一般会計からの繰入れでございます。

第3項工事負担金340万円につきましては、支障下水道管の移設補償金でございます。

支出の第1款は、資本的支出の総額を979万7,000円と定めるものでございます。

第1項建設改良費は、県道奥佐々阪井線道路改良に伴う工事で、500万円でございます。

第2項は、企業債償還金として479万7,000円の計上でございます。

第5条は企業債について定めたもので、建設改良費の財源として、公営企業債で150万円、公営企業法適用支援業務の財源として、公営企業会計適用債110万円を限度額と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還による方法については、記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条では、議会の議決を経なければ流用することが

できない経費として、職員給与費704万5,000円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、經常経費に対する補助として1,041万4,000円と定めるものでございます。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

説明書203ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー、財務諸表を添付させていただいております。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和7年度農業集落排水事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、予算書33ページをお開きください。

議案第40号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について説明させていただきます。

第1条は総則でございます。

第2条は主な業務の予定量を定めており、全体の給水栓数は2,580水栓、年間給水量は40万6,000立方メートル、1日平均給水量は1,112立方メートルを予定しており、人口減少や水需要の減少により、前年度比で日平均107立方メートル、年間で3万9,000立方メートルの減少の見込みとなっております。

主な工事につきましては、町道釜滝柴目線道路改良に伴うもので、主に口径75ミリから100ミリの配水用ポリエチレン管で、延長400メートルの布設替えて4,000万円、国道370号の道路改良に伴い、毛原下地区一ノ瀬橋の架け替え工事により、口径75ミリの配水用ポリエチレン管で延長82メートルの布設替え工事で2,500万円、同じく毛原下地区滝宮橋の架け替え工事ですが、新橋が完成するまで口径50ミリメートルの配水用ポリエチレン管で延長75メートルの仮設配管を行うこととなり1,400万円。

また、毛原浄水場の水源につきましては、河川の増水や暴風雪により度々被災を受けている状況から、住民の皆様方が安心して水道が利用できるよう、令和6年度に新水源の認可を取得し、今年度で新水源の取水口及び導水管297メートル、口径75ミリメートルの配水用ポリエチレン管により新設を行うため、4,000万円の予算計上でございます。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

主な内容について説明させていただきますので、予算説明書220ページを参照いた

だければと思います。説明資料は191ページからでございます。

集落排水と同様に、公営企業会計移行後の業務支援を予算計上しております。財源として、公営企業会計適用債で260万円を借り入れることと定めております。

収入でございます。

第1款は、水道事業収益の総額を2億1,783万2,000円と定めるものでございます。

第1項事業収益は7,727万8,000円で、1,081万5,000円の減となっております。こちらは主に水道料金でございますが、人口減少及び水需要の減少による減収もございますが、今回、物価高騰により影響を受ける住民や事業者の負担軽減を図るため、重点地方交付金を活用し、4月使用分から3か月間、基本料金の減免による減収がございます。

第2項営業外収益は1億4,055万4,000円で、874万1,000円の増ですが、一般会計補助金には、先ほど申し上げた水道料金減免分として971万1,000円が含まれております。また、今年度は工事費等も多いことから、200万円の消費税の還付を見込んでおります。

次に、支出として、水道事業費用の総額を2億4,517万円と定め、第1項営業費用は2億3,478万3,000円で、766万円の増でございます。営業活動に係る費用として、1目原水及び浄水費は3,329万2,000円で、565万5,000円の増、原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費で、水質検査や修繕費、動力費を計上してございます。

今年度では、各浄水場の緩速ろ過池の砂が少なくなっていることから、砂の補充を行うため、6節材料費にろ過砂購入費用500万円を計上し、470万円の増でございます。

また、10節雑費で浄水場施設の除草作業については、昨年度は配水及び給水費に一括計上されていまして、施設ごとに計上しております。

2目配水及び給水費は4,589万6,000円で、773万円7,000円の減で、人件費や漏水修繕等、排水施設の維持、動力費や漏水調査、検針等の委託料でございます。減額といたしまして、職員1名減により、668万9,000円の減額となっております。

9節通信運搬費で、各施設ごとの専用回線単価が毎年段階的に値上げされることとな

っており、119万7,000円の増、10節修繕費は132万1,000円の減、今年度は減圧弁等の定期修繕の予定がないため、17節雑費では先ほど申しました除草作業について、適切な科目振り分けで134万5,000円の減でございます。

4目業務及び総係費は3,488万6,000円で、1,060万3,000円の減で、人件費、保険や会計・料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。昨年度と比較して減額の主なものは、毛原新水源の変更認可業務が完了となったことで、800万円の減となっております。

また、下佐々浄水場の常駐警備業務委託は西部簡易水道と6か月分の費用負担をしておりますが、本年6月が更新時期となっております。しかし、委託料が非常に高額となってきたことから、下佐々浄水場の更新に伴い、紀美野町全域の水道施設の遠隔監視システムの再構築を行い、職員がいつでもどこでも浄水場の施設の状況が把握できるようにいたしました。

また、設備アラートの通報システムを調査・検討し、異常発生時は職員に電話通報が行えるようにいたしました。こうしたことで、これまでは有人でなければ施設管理ができない状況でしたが、更新したメリットを最大限に活用し、今後は機械警備による実施に切り替え、年間1,000万円以上の経費削減となっております。

5目は減価償却費で、1億1,805万円の計上です。現金の支出はないものでございます。

6目資産減耗費の固定資産除却費263万8,000円につきましては、配水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちらも現金の支出はありません。

第2項営業外費用は938万7,000円で、主には企業債利息を計上してございます。

第3項は、予備費100万円を計上してございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入の総額を、1億5,257万3,000円と定めるものでございます。

第1項企業債6,310万円の計上です。今年度工事の起債対象額を計上してございます。

第2項他会計出資金3,370万9,000円につきましては、建設改良工事の町単独分及び企業債償還金に対する一般会計からの繰入れでございます。

第3項工事負担金5,576万4,000円につきましては、支障水道管の移設に対する補償金でございます。

支出の第1款は、資本的支出の総額を1億5,257万3,000円と定めるものでございます。

第1項建設改良費は、先ほど申し上げました4か所の工事費1億1,900万円でございます。

第2項は、企業債償還金として3,357万3,000円の計上でございます。

第5条は企業債について定めたもので、建設改良費の財源として6,310万円を借り入れる予定となっており、その限度額を公営企業債で3,160万円、過疎対策事業債で3,150万円、公営企業会計支援業務の財源として、公営企業会計適用債で260万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条は一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費3,609万4,000円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、水道料金の減免に要する経費、児童手当、企業債利息及び経常経費に対する補助として4,232万5,000円と定め、第10条では、棚卸資産の購入限度額を1,265万円と定めるものでございます。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

説明書226ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー及び財務諸表を添付してございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書37ページをお開きください。

議案第41号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について説明させていただきます。

第1条は総則でございます。

第2条は主な業務の予定量を定めており、全体の給水栓数は2,520水栓、年間給水量は45万2,000立方メートル、1日平均給水量は1,238立方メートルを予定しており、人口減少や水需要の減少により、前年度比で日平均99立方メートル、年間

で3万6,000立方メートルの減少見込みとなっております。

主な工事につきましては、下佐々地内の国道370号歩道整備事業に伴うもので、配水用ポリエチレン管で口径75ミリメートル、延長200メートルの布設替えで500万円を計上しております。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

主な内容について説明させていただきますので、予算説明書の242ページを参照いただければと思います。説明資料は201ページからとなっております。

収入でございます。

第1款は、水道事業収益の総額を1億472万円と定めるものでございます。

第1項営業収益は7,747万8,000円で、1,172万2,000円の減となっております。主に水道料金でございますが、人口減少等の影響もございしますが、東部簡易水道と同様に、4月使用分から3か月間、基本料金の減免を行うためでございます。

第2項営業外収益は2,724万2,000円で、一般会計の補助金には、先ほど申し上げました水道料金減免分として943万8,000円の計上が増加しておりますが、下佐々浄水場更新工事が完成したことにより、消費税の還付がなくなり、2,648万9,000円の減少となっております。

次に、支出として、水道事業費用の総額を1億8,700万7,000円と定め、第1項営業費用は1億5,255万円でございます。

営業活動に係る費用として、1目原水及び浄水費は2,462万5,000円で、368万6,000円の減で、原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費で、水質検査や修繕費、動力費を計上してございます。

減額の主なもので、動力費で360万円の減額、電気料金の高騰は先が見えない状況でもございますが、令和6年度は、年度途中まで旧施設と新施設を併用して運用を行ってまいりました。現在は新施設で運用を行っており、電気料金は値上がりしておりますが、新施設の省エネ効果といたしまして、電力使用量としては37%の削減ができていますのでございます。

2目配水及び給水費は3,096万1,000円で、76万8,000円の増、人件費や漏水修繕等、排水施設の維持、動力費や漏水調査、検診等の委託料でございます。

4目業務及び総係費は1,904万9,000円で、266万3,000円の減、人件費、保険や会計・料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。東部簡易

水道と同様に、施設の警備委託を見直したことで減額となっております。

5目は減価償却費で7,284万7,000円の計上で、5,469万2,000円の増、下佐々浄水場が完成したことにより、今年度から減価償却費が発生することによるもので、現金の支出はないものでございます。

6目資産減耗費の固定資産除却費505万7,000円につきましては、配水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。また、前年度比で8,039万8,000円の減となっておりますのは、昨年度は下佐々浄水場の旧施設の全てを、新施設完成に伴い除却を行ったためでございます。こちらも現金の支出はありません。

第2項営業外費用は2,845万7,000円で、544万7,000円の増、事業実施による企業債の増加により、支払い利息で288万2,000円の増加、大規模事業が完了したことで、今年度からは消費税の納付が発生する見込みで、251万5,000円を計上してございます。

第3項は、予備費600万円を計上してございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額の不足額1,369万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,323万8,000円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万5,000円で補填するものでございます。

収入の第1款は、資本的収入の総額を500万円と定めるものでございます。

第1項企業債、500万円の計上です。今年度工事の起債対象額を計上してございます。

支出の第1款は、資本的支出の総額を1,869万3,000円と定めるものでございます。

第1項は、建設改良費として500万円の計上です。

第2項は、企業債償還金として1,369万3,000円の計上でございます。

第5条は企業債について定めたもので、建設改良費の財源として500万円を借り入れる予定となっており、その限度額を公営企業債で500万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費2,521万7,000円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、水道料金の減免に要する経費、児童手当、企業債の利息の交付税算入分として2,300万円と定め、第10条では、棚卸資産の購入限度額を736万7,000円と定めるものでございます。

令和7年2月26日提出 紀美野町長 小川裕康

説明書247ページからは、参考資料としてキャッシュ・フロー及び財務諸表を添付してございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日27日から3月4日までの6日間、議案精読のため休会し、3月5日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時53分)